

第 152 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 152 回入札監理小委員会
議事次第

日 時:平成 22 年 11 月 16 日(火) 18:21～22:09
場 所:永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項(案)の審議

- 診療放射線技師国家試験事業外 5 試験事業(厚生労働省)
- 外務省庁舎等施設管理業務(外務省)
- 経済産業省特許庁庁舎の管理・運営業務(特許庁)
- 中央合同庁舎第 5 号館の管理・運営業務(厚生労働省)
- 中央合同庁舎第 2 号館及び総務省第二庁舎施設の管理・運営業務(総務省)
- 東京港湾合同庁舎等の施設管理・運営業務(財務省)
- 湯島地方合同庁舎の管理運営業務(財務省)
- 駐留軍等労働者労務管理機構の情報システム運用管理業務
(独)駐留軍等労働者労務管理機構)

2. 事業の評価(案)等の審議

- 国立病院機構の医業未収金支払案内等業務((独)国立病院機構)

3. その他

<出席者>

(委員)

樫谷主査、渡邊副主査、稲生専門委員

(厚生労働省)

<診療放射線技師国家試験事業外 5 試験事業>

大臣官房地方課地方厚生局管理室 主藤室長補佐、品田室長補佐、高野係長

医政局医事課試験免許室 赤熊室長、曾我室長補佐

健康局総務課生活習慣病対策室 増田主査

<中央合同庁舎第 5 号館の管理・運営業務>

大臣官房会計課管理室 遠藤室長補佐、小峰係長、井手係長、内田係長

(外務省)

大臣官房会計課管理室 若狭室長、小室課長補佐、諸橋課長補佐、野沢課長補佐

(特許庁)

総務部会計課 寺嶋課長、厚生管理室 武島室長、有賀課長補佐、市岡課長補佐

(総務省)

大臣官房会計課 福田企画官、統計局総務課 奥田調査官

警察庁長官官房会計課 大熊課長補佐

(財務省)

関東財務局総務部会計課 鈴木課長、山田課長補佐

東京財務事務所総務課 黒岩課長補佐

東京税関総務部会計課 嶋田課長補佐、千葉係長、星野主任

((独) 駐留軍等労働者労務管理機構)

企画調整部情報管理課 渡邊課長、朝戸係長、企画調整課 吉田企画専門職

((独) 国立病院機構)

国立病院機構本部 河村副理事長、企画経営部 大鶴部長、指導課 和田課長

厚生労働省医政局 篠田審議官、政策医療課国立病院管理機構管理室 宇口室長

(内閣府)

公共サービス改革推進室 館室長

(事務局)

館事務局長、和田参事官、栗田参事官、後藤参事官、山西参事官

○樫谷主査 それでは、ただいまから第 152 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、厚生労働省の診療放射線技師国家試験事業外 5 試験事業、外務省、特許庁等の庁舎管理・運營業務 6 件、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の情報システム運用管理業務の実施要項（案）及び独立行政法人国立病院機構の医業未収金支払案内等業務の事業の評価（案）等についての審議を行いたいと思います。

はじめに、診療放射線技師国家試験事業外 5 試験事業の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。本日は、厚生労働省医政局医事課試験免許室の赤熊室長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえました実施要項（案）の修正点等につきまして、7 分程度で御説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○赤熊室長 厚生労働省医政局医事課試験免許室長の赤熊でございます。よろしく申し上げます。

前回、こちらの委員会で民間競争入札の実施要項（案）について御審議をいただきました。前回の御指摘を踏まえまして、事務局と協議しながら修正を行いました。それから、修正版を前提に一般からの意見募集、パブリックコメントを行ったんですけども、特段コメントは寄せられませんでした。修正に関する詳細は高野の方から説明させていただいてよろしいでしょうか。

○高野係長 では、高野から修正点につきまして詳細を御説明いたします。

まず、前回の小委員会における御指摘ですが、大きく分けて 2 点いただきました。まず、1 点目としましては支払額の減額、損害賠償、違約金の関係につきまして、論理的に整合性を検証していただきたいということで御指摘をいただきました。

2 点目につきましては、業務フローを参考資料としまして実施要項（案）の後ろに図をつけておりましたが、こちらをよりわかりやすいものにできないかということで御指摘をいただいております。

また、前回の小委員会におきましては情報開示に関しまして、参考値として提示いたします減価償却費や間接部門費のたぐいが抜けておりましたので、その点が埋められております。

今の御指摘の点につきまして、対応を御説明いたします。

まず、減額、損害賠償、違約金の考え方でございますが、前提といたしまして債務不履行があった場合の減額と損害賠償及び違約金は、別物であると考えております。違約金につきましては、損害賠償と性質としては同様ですけれども、役所側の損害に関する立証責任を一定範囲で緩和するという位置付けでございます。

今回の変更といたしましては、前回、解除を実際に行うかどうかにかかわらず違約金については任意に請求できるとしてございましたけれども、こちらにつきましては事務局と他の試験との整合性も検討しました結果、なるべく業者さん側に重い負担を課さないということを前提に、解除をした場合にのみ定額での違約金の請求を行うと修正しております。

それから、解除後においてそれまで適正に履行された部分について、その部分はその部分としてお支払いするのか、それとも解除したからには一切払わないのか、その点が明記されておりましたので、今回は適正に履行された部分につきましては、部分払いのルールにのっとりましてお

支払いするということを明記いたしました。

それから、違約金関係につきまして、違約金の支払い条件等が実施要項（案）の中で散在してありましたので、そこは違約金関係の部分に集約しまして、いろいろなところを見なくても違約金関係はここを見ればわかるというように修正しております。

減額につきましては、損害賠償、違約金とは無関係のものであって、履行されなかったら報酬を減額すると。それを別個に生じた損害については、別途請求するという考え方については維持しております。

業務フローの図につきまして、わかりやすさということで御指摘いただいた点につきましては、お手元の資料の後ろから4ページ目でございますが、大きく変わっているわけではないんですが、業務フローの中で本省業務、厚生局業務ということで枠囲みをつけまして、どの部分が市場化の対象であるかということを示させていただくとともに、それぞれの会場の手配であるとか個別の業務につきまして、実施要項（案）の中でどの項目に対応しているかを括弧書きで「5頁ハ」といった形で明記させていただいております。

情報開示の補足でございますけれども、32ページになりますが、各官署からデータを取り寄せまして、ご覧のとおり数字を挿入しております。数字の考え方につきましては、下に注記事項の3で書いてありますけれども、このような考え方で数字を計上しましたということで補記しております。

非常勤の職員が何人くらい従事していたかという点につきましては、前回書いておりませんでしたので、今回事務局からの御指摘を受けまして39ページの一番上の表ですが、「人件費（非常勤職員）」ということで表を追記させていただいております。

あとは、窓口の開設期間、受験等の出願書類等の受付窓口について、それぞれのブロックごとに窓口を開設するよというということで実施要項上なっておりますが、いつからいつまで開設すればいいのか、これまでの実績等を踏まえまして、その辺りを何月から何月ということを6ページに追記しております。括弧書きで従来の実績としては、おおむね10月中旬から4月中旬ごろまでということを書いております。

その他、形式的な点も含めまして些細な修正が含まれておりますけれども、実施要項（案）の頭の部分で「9月」というのを「11月」に改めた点ですとか、あとは会場について暖房設備を備えるよというにつにつきまして、現場から沖縄についてはむしろ冷房が必要な場合もあるといった諸々の細かい修正をしております。

修正の内容につきましては、以上でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、何か御意見・御質問ございますか。

○稲生専門委員 特にございません

○樫谷主査 事務局から特に何かございますか。

○事務局 ございません。

○樫谷主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したのものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理

委員会への報告資料の作成につきましては、私に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樫谷主査 ありがとうございます。

今後、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、厚生労働省におかれましては、本実施要項(案)に沿って、適切に事業を実施していただきますようお願いしたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

(厚生労働省退室 外務省入室)

○樫谷主査 続きまして、外務省庁舎等施設管理業務の実施要項(案)の審議を行いたいと思います。

本日は、外務省大臣官房会計課管理室の若狭室長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項(案)の修正点等つきまして御説明いただきたいと思います。7分程度でよろしくをお願いします。

○若狭室長(大臣官房会計課管理室) 外務省会計課管理室の若狭と申します。よろしくお願いいたします。

前回の外務省の入札の実施要項(案)につきまして審査していただきまして、その結果、コメントをいただいた点につきまして今回御披露させていただくと同時に、パブリックコメント、それから、我々の方から新たに修正箇所ということで何点か御説明させていただきたいと思います。

まずはじめに、パブリックコメントを受けての修正でございますが、これは別紙 29 ページの 8 行目に業務責任者を設置する業務として、警備業務、清掃業務が記載漏れとなっていたという御指摘がありましたので、それを加えさせていただきました。

また、パブリックコメントを受けての修正ではございませんが、そのほかに我が方といたしまして庭園保守管理業務につきましても業務責任者の設置が必要と考えまして、その旨加えさせていただきました。

また、別紙 200 ページ末尾に警備用 X 線検査装置保守項目の目的で、定期保守作業の年間実施回数について御質問がございました。これにつきましては、年間 4 回実施ということで記載させていただきました。

また、別紙 214 ページ冒頭、古紙回収作業と不要文書回収作業の作業時間等の御質問がございました。これにつきましては、古紙回収作業は午前 8 時から午後 4 時 45 分、不要文書回収作業は午

前 11 時から午後 4 時 45 分である旨を記載させていただきました。

更に、別紙 283 ページの表の欄外、ガラス清掃は室外と室内両面を清掃するのか否かという御質問がございました。これにつきましては、両面清掃することを明記させていただきました。

更に、別紙 301 ページの表の欄外に、様式 9 に記載されている資格・経験は必要不可欠とは考えられない、類似の資格・実績であっても十分業務提供は可能と思われるとの御意見がありました。類似の資格・経験でも差し支えない旨を記載させていただきました。

最後に、別紙 289 ページ、様式 9 につきましては、上記(5)のとおり記載内容を一部修正した結果、2 の必要必須項目から外し、加点項目の 8、10、12 において評価することといたしました。

続きまして、パブリックコメント以外で主な修正点につきましては、まず、本文 2 ページ及び 3 ページ並びに 23 ページ、業務の対象となる施設名（本省、飯倉別館等）について、具体的記載を明記すべきとの御指摘を受けまして、その旨明記させていただきました。

続きまして本文 7 ページ、評価表に緊急時及び非常時の対応の項目がありますので、本文中に緊急時の対応について明記すべきとの御指摘がございましたので、その旨明記させていただきました。

次に、別紙 74 ページ、船橋分室の機械設備が新しいものと交換されることになるため、保守業務の対象となる設備が変わったということを加えさせていただきました。

また、別紙 160 ページ、船橋分室の自動火災報知器保守設備が対象設備の増加に伴い追加となりました。

更に、別紙 219 ページ、本省庁舎において日常清掃の範囲が 3 か所増えることに伴う修正を行いました。

別紙 278～282 ページにつきましては、フロアごとの清掃面積を表示する一覧表が漏れていたもので、これを記載いたしました。

最後に、別紙 284 ページ、害虫駆除の対象範囲が 1 か所増えることに伴う修正を行いました。

以上が、パブリックコメントと追加的な修正をさせていただいた部分でございます。

御参考までに、それ以外にいただきました御意見の中で御披露させていただいた方がいかというものを私どもで 2～3 点御披露させていただきます。

まず第 1 点目は、本業務全般に係る業務につきまして、統括管理責任者及び補助者の資格等の要求がないという御意見がございまして、これにつきましては、本業務において必要となる資格・経験は業務ごとに別途記載されていることがございまして、更に統括管理責任者に資格を求めることは考えておりません。

次に、要項（案）の 6 ページ、統括管理業務につきまして、市場化テストに当たりまして統括責任者は新たに設けられた制度と思われるので、新たに設けられた統括責任者の業務の費用を見込み、設定することが必要と考えるという御意見がございました。これにつきましては、従来の実施状況に関する情報の開示は、あくまでも従来の実施に要した経費のみを対象としておりますので、新たに設けられる業務の経費について見込額を開示する予定はございません。なお、予定価格は統括管理業務を含めて設定してございます。

最後に、要項（案）の 12～13 ページの 5 の(1)落札業者決定にあたっての質の評価項目の設定

でございますが、基礎点 500 点に対して加算の満点が 400 点となっている、この割合が少ないという御意見がございました。加算割合を増やしてはどうかという御意見につきましては、本業務は必須項目を満たせば履行可能と考えておりますので、必須項目の点数割合は加点項目より高く設定してございます。これによって質の維持向上が図られると考えており、基礎点と加算点の割合は原案どおりとさせていただきたいと思っております。

更に、要項の 18 ページの 8 の(7)契約に基づき落札事業者が講ずべき措置の⑩再委託の取扱いにつきましては、再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において再委託に関する事項について記載しなければならないとございますが、同項目は削除すべきであるという御指摘につきましては、入札業者が再委託を行う場合、再委託を予定している業者、再委託先及び再委託先の業務能力、また、再委託を行うことの必要性等について審査をし、評価を行うことにしております。これによって、低廉な公共サービスの提供が妨げられるとは思われませんので、原案どおりとさせていただきたいと思っております。

以上が、私どもの説明でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問ございますか。

○稲生専門委員 特にありません。

○樫谷主査 事務局から何かございますか。

○事務局 ございません。

○樫谷主査 ありがとうございます。

それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に御一任いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○樫谷主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局において整理していただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

外務省におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますよう、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

（外務省退室 特許庁入室）

○樫谷主査 続きまして、経済産業省特許庁庁舎の管理運営業務の実施要項（案）の審議を行いたいと思っております。

本日は、経済産業省特許庁総務部会計課の寺嶋課長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等につきまして、7分程度で御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○寺嶋課長 特許庁会計課長の寺嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

前回9月27日に御審議をいただきまして、その後10月7日から27日まで21日間パブリックコメントを実施させていただきました。個人を含めまして12名の方から103個の意見をいただきました。重複意見を調整させていただきますと67件でございますが、全体といたしましては記載内容についての確認を求めるものが多いございました。

本日は、前回の小委員会で御指摘のありました点、それから、パブリックコメントでちょうどいい意見を踏まえての修正点を中心に御説明させていただきますと思います。

まず、前回の御意見でございますが、お手元の資料の修正箇所一覧をご覧くださいませでしょうか。整理番号1番と4番でございます。前回御指摘いただきましたのは、要項（案）に「改善提案」という言葉が幾つか出てくるんですが、どの時点で提案すればいいのかよくわからないので、明確にした方がよいのではないかという御指摘をいただきました。それを踏まえまして、要項（案）の4ページになりますが、②各業務において確保すべき水準で「法令に反しない限り」という言葉を追記させていただきます。また、要項（案）の7ページの(2)入札実施手続の②企画書の内容で「企画書の内容を記載する」の後ろに従来の実施方法について改善提案を行うことができる旨追記させていただきます。改善提案は企画書の提出時点であるということを確認させていただきます。

また、併せまして、よりよい企画書やあるいは改善提案を御提出いただくために、あるいは仕様書の配付あるいは説明会の説明施設の視察ではわからない点もございますので、入札参加者の方々には企画書提案前に特許庁に対して質問ができる旨を規定させていただきます。これに対して特許庁は速やかに回答することを追記させていただきます。

以上が、前回の御指摘に対する修正点でございます。

続きまして、パブリックコメントに対しての修正点でございます。お手元のパブリックコメント意見募集結果と修正箇所一覧をご覧くださいませでしょうか。パブリックコメントの1ページの11番でございます。ここは入札参加資格に関する事項でございます。事業協同組合に対する入札参加条件が記載されていない、また、構成企業の参加条件を設けるべきとの御意見でございます。同趣旨の意見が5件ございました。

御意見を踏まえまして、修正箇所一覧の整理番号では3番、要項（案）では6ページになりますが、入札参加資格で新たに(7)事業協同組合での入札についてということで「入札参加予定の事業協同組合の構成員は、他の入札参加グループに参加し、又は単独で入札に参加することはできない」との記載を追記させていただきます。

続いて、3ページの29番をご覧くださいませでしょうか。日常点検監視等維持管理業務でございますが、仕様書に記載のない事項は別途協議事項として扱うべきではないかとの御指摘ございました。修正箇所一覧の整理番号は5番になります。別紙11ページになりますが、本契約は請負

契約でございまして、対象となる事業については明確にする必要があるとの観点でございまして、御意見を踏まえまして「仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度協議する」と修正させていただくことといたしました。

続きまして、3ページの30番ですが、建築設備定期点検及び特殊建築物定期検査に関する事項でございまして、これは平成23年度にも実施する必要があるのではないかと御意見でございまして、パブコメの31番でございまして、ここは分電盤保守点検業務に関する事項でございまして。対象となる分電盤は毎年グループ分け実施すべきではないか。34番ですけれども、空調設備自動制御点検維持保守業務でございまして、別紙の517ページに経験要件が記載されていないのではないかと御指摘でございました。この3点については、いずれも当方の記載ミスでございまして、御指摘のとおり修正させていただくことといたしました。

続きまして、4ページの36番でございまして。ここは、ねずみ・こん虫等防除業務仕様書に関する御質問でございまして。ねずみ・こん虫等防除業務に関しまして、2003年に建築物衛生法関連省令が、2008年には同管理要領が改正され、2008年に建築物における維持管理マニュアルが作成されているので、このマニュアルに沿って業務を実施すべきではないかとの御意見でございました。修正箇所一覧の整理番号8番、別紙では361ページになりますが、御指摘のとおりマニュアルに基づいて業務を実施する方が適切であると考えられますので、マニュアルに基づいた仕様書に修正させていただくことといたしました。

続きまして、5ページの41番でございまして。植栽地植栽管理業務仕様に関する件でございまして、ここにつきましては病虫害の防除につきまして、本年5月に環境省が策定した「公園・街路樹病虫害・雑草管理マニュアル」に従って、農薬使用を減らすような対策を講じるべきではないかという御意見でございました。修正箇所一覧の整理番号9番になりますが、御意見を踏まえまして、毎年度4回程度実施としておりましたところに、「(病虫害の発生状況に応じて、時期及び回数を調整する)」ということで修正をさせていただきました。

続きまして、6ページの46番でございまして、電話交換取扱業務に関する御指摘でございまして。当方が求めている経験年数が長過ぎるのではないかと御指摘でございまして、修正箇所一覧の2ページの整理番号11、別紙では491ページですが、本業務は一般的な外部からの電話の取り扱い、あるいは電話の照会に対する案内業務でございまして、御意見を踏まえまして経験年数につきましては管理責任者及び副管理責任者は15年を5年に、電話交換業務実施者は5年を3年に修正させていただくことといたしました。

駆け足でございまして、以上でございまして。また、幾つか当方のミスで誤記がありましたことをお詫び申し上げます。

○樫谷主査 何か今の御説明につきまして、御意見・御質問ございますか。

○稲生専門委員 1点だけです。細かいところですが、資料C-3の意見募集結果の5ページ目の41番で、病虫害防除についての御訂正をいただきました。赤字のところですが、毎年度4回程度実施と御修正いただいたということで、特に異議はないんですけれども、要は、業者さんの判断で減らすということを一方的に決められてしまうことになるのでしょうか。あるいは何

となく協議をしながらということなのかなと聞いていたんですが。

○寺嶋課長 そこは後段の方でございまして、一方的に業者が判断してしまうと、本当はいたのにしていないということがございますので、そこは当方とよく相談しながらきちんと処置していただくところはしていただき、幸い病害虫が発生していなければ無用の農薬散布をする必要はございませんので、そこは省略しても可能ということで、単に4回としてしまいますと、業者の方は定期的にいなくてもやってしまうので、そこはそういう対策を講じて、なるべく減らすようにしていきたいという趣旨でございます。

○稲生専門委員 了解いたしました、ありがとうございます。

○樫谷主査 事務局から何かございますか。

○事務局 特にございません。

○樫谷主査 それでは、経済産業省の特許庁庁舎の管理・運營業務の実施要項（案）についての審議は、これまでとさせていただきますと思います。

本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に御一任いただきと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○樫谷主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思っております。事務局において整理していただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

なお、特許庁におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますよう、よろしくお願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。

（特許庁退室 厚生労働省入室）

○樫谷主査 続きまして、中央合同庁舎第5号館の管理・運營業務の実施要項（案）の審議を行いたいと思っております。

本日は、厚生労働省大臣官房会計課管理室の遠藤室長補佐に御出席いただいておりますので、前回の審議を踏まえた実施要項（案）の修正点などにつきまして、7分程度で御説明いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○遠藤室長補佐 5号館の管理官庁をしております厚生労働省会計課です。よろしくお願いいたします。本日は各担当者を同席させておりますので、必要に応じて対応させていただきます。

9月27日の第1回入札監理小委員会の御審議及び10月27日から11月10日までパブコメの結果などを踏まえ、本日最終案を提出させていただきました。

最初に前回の当委員会での指摘について、お手元の資料で言いますと 275 ページの評価表ですが、総合評価の加点項目審査の中で評価項目が重複しているという御指摘については、質に関する評価につきまして複数あったものを1つにまとめさせていただきました。具体的には、各業務の評価項目としておりました「質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法・計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか」という項目と「改善提案の内容は、質の向上が図られているか」という項目を、「質の向上に対して具体的な改善提案があり、実現可能な体制が確保されているか」という一文にまとめさせていただきました。

なお、大変恐縮ですが、275 ページの植栽管理業務の得点配分の欄に誤植がありまして、「0 / 10」を「0～10」に訂正し、差し替えさせていただきたいと思っております。申し訳ございません。以上が前回の指摘にかかる修正点でございます。

また、委員の皆様のお手元にパブコメの結果も配布させていただきましたが、その中で6点、パブコメの整理番号の6番、8番、9番、12番、14番、19番のご意見を実施要項（案）に反映させました。

まず、パブコメの6番ですが、事業協同組合が複数の入札グループに二重に参加できないようにすべきであるというご意見があり、その旨修正しました。

次に、8番ですが、設備管理業務についてISOの認証範囲の記載漏れがあるというご意見がありまして、その旨修正しました。

次に、9番ですが、設備、警備、清掃、植栽の各業務について入札参加条件の緩和の要望がございました。これについて課内で検討した結果、植栽については、「一級造園施工管理技士を監理技術者として配置できること」という一文に修正し、緩和しました。

次に、12番ですが、①総合評価の加算項目審査事項として植栽管理業務を入れるべきというご意見及び②既にある緊急時対応の項目に特色あるバックアップ体制の提案を入れるべきというご意見があり、その旨修正しました。

次に、14番ですが、平成13年度に官庁営繕で設置した太陽光発電施設が設備の保守の対象から漏れているというご意見があり、その旨修正しました。

最後に19番ですが、ねずみや昆虫等の駆除の実施にあたり、法令等に基づくマニュアルによって実施すべきというご意見があり、具体的な行政通達名を仕様書に明記しました。

以上、パブコメでいただいたご意見に対しても検討し、所要の修正をしました。

なお、本実施要項案は10月21日に省内の公共調達委員会という独自の審査機関にも諮られ、その委員会での指摘事項も併せて修正した後の最終案として本日提出させていただいた次第でございます。

よろしく、御審議の程お願いいたします。

○樫谷主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御意見・御質問ございますか。

○稲生専門委員 特にないです。

○樫谷主査 事務局から何かございますか。

○事務局 誤植があったというところについては、後ほど修正を。

○遠藤室長補佐 今日、差替えを持ってきていますので、後ほど提出いたします。

○樫谷主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したのものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○樫谷主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきたいと思います。

また、厚生労働省におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますよう、よろしく願いたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

（厚生労働省退室 総務省入室）

○樫谷主査 それでは、続きまして、中央合同庁舎第2号館及び総務省第2庁舎施設の管理・運営業務の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、総務省大臣官房会計課の福田企画官に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等につきまして、7分程度で御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○福田企画官 福田でございます。座って御説明させていただきます。

9月17日開催の入札監理小委員会で実施要項（案）を御説明させていただいて、そのときに御指摘を受け、検討・見直しを行った事項、それから、10月15日から11月4日にかけてパブリックコメントを行いまして、コメントをいただいて実施要項（案）を見直した部分を中心に御説明させていただきます。

まず前回、本小委員会から検討するように賜った関係で見直しを行った部分、検討事項としては3点あったと思いますが、まず、1点目としまして、従来の実施方法に対する改善提案について、民間事業者の方が無駄な提案をすることのないように、改善提案を求める部分とそうではない部分を明確にするようにという御意見をいただきましたので、その部分で見直しを行いました。具体的には、実施要項（案）の企画書の内容に記載を追記しております。追記した部分としましては、入札参加者は(5)において法令に反しない限り、従来の実施要項について改善提案を行うことができるということ。それから、入札参加者は必要に応じて企画書提出期限前に質問を行うことができるということで、質問を受ければ総務省としては速やかに回答するということを明記し、無駄な作業

が生じないような形で実施要項（案）の記載を見直しました。

2点目としまして、施設業務が多岐にわたっていることから、対象施設、業務ごとに監督職員の明確化を図ることが必要ではないかということについて検討するようというお話をいただきました。実施要項（案）で合同庁舎第2号館及び第二庁舎の検査監督体制について記載している部分がありますが、その中で合同庁舎第2号館、第二庁舎ごとに監督職員がそれぞれおりますので、その監督職員と対象となる業務をそれぞれ紐付ける形で記載を整理させていただき、明確化を図っております。

3点目としまして、秘密保持について御意見がございました。合同庁舎第2号館は特殊な組織がいろいろと入っているということもあり、その特殊性を踏まえて措置すべき事項を明確にした方がいいのではないかとということで、秘密保持の記載について検討するようという御意見がございました。

具体的に実施要項（案）の記載について検討しましたが、どのように書けばいいのかということを検討し、既存の契約書類なども調べてみましたが、なかなか難しい部分があったので、秘密保持に関して、別途、秘密保持契約を締結するという形で整理しました。よくシステム系の契約に際して秘密保持契約を結んでいますので、それを参考に、実施要項（案）の中に秘密保持契約を締結するというのを記載いたしました。金銭的負担をかけるものであれば、秘密保持契約内容を明確にとともに考えましたが、そういう金銭的な負担に係る部分ではございませんので、そのような形で整理をさせていただきました。

それから、パブリックコメントの関係で修正した部分について御説明させていただきます。全体で11社2団体から延べ111件コメントをいただきました。実施要項（案）の改正に係る部分で主なところを御説明させていただきます。まず、実施要項（案）の中の質の設定で、運営等業務の不備に起因する空調停止、停電、断水、漏水、配管の詰まりの発生は0回と書いてありましたが、例えば、職員が何か物を流してしまったことにより配管の詰まりが発生する可能性があるのではないかという御意見がございましたので、漏水、配管の詰まりという部分を削除する形で実施要項（案）を見直しております。

それから、入札参加資格のところの御意見で、実施要項（案）の中では総務省大臣官房会計課長、それから、警察庁長官官房会計課長及び国土交通省大臣官房会計課長より指名停止を受けている期間中の者でないことと記載しているが、「及び」ではなく「又は」ではないかという御意見と、国の場合に他府省のいずれかにおいて指名停止を受けていれば、入札参加資格がないというような整理になっているのではないかと御意見がございましたので、その部分の記載を見直ししております。パブリックコメントの修正案と実施要項（案）の記載に不整合がありますが、「総務省大臣官房会計課長、警察庁長官官房会計課長又は国土交通省大臣官房会計課長、その他他府省のいずれかにおいて指名停止を受けている期間中の者でないこと」という形で指名停止の部分を見直しております。

それ以外のところで、事業協同組合での入札について御意見がございました。入札参加予定の事業協同組合の構成員につきましては、他の入札参加グループに参加し、又は単独で入札に参加する

ことはできないという形で、事業協同組合での入札参加についても条件を明記するということでの見直しを行っております。

その他、個人情報の取扱い部分で御意見がございまして、法定資格者一覧の提出後、履歴書など個人情報に関するものが事業者の方から提出されるわけですがけれども、その点についての保護を求められておりましたので、個人情報の取扱いの基本的事項の中に「施設管理担当者等は落札事業者から提出された資料（個人情報を含む）については、各種法令に基づき適切に取り扱うものとする」ということで、我々サイドとして個人情報の取扱いに十分注意するというを明記する形でパブリックコメントの御意見を取り込んでおります。

以上が、前回の小委員会の御指摘やパブリックコメントで御意見をいただいて、実施要項（案）の本文を見直した部分です。

その他、別紙の資料につきましても、文言の使い方や情報が不足している部分があるということで、文言の整理やそれぞれ必要な情報をお示しするという形で実施要項（案）を見直しております。

以上です。

○樫谷主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御意見・御質問ございますか。

○稲生専門委員 特にないです。

○樫谷主査 今の意見の対応で気になっているというほどのものでもないのですが、先ほど御説明いただきました中に、指名停止の部分がありましたよね。総務省と警察庁と国土交通省までは一連で入れますからいいかもわかりませんが、その他他府省においてと言いますと、どこかで把握できる仕組みはあるんですか。

○福田企画官 指名停止しましたということで情報をいただく部分もあるんですが、国の機関は多岐にわたっていますので、逐一情報が来るような状況ではございません。ただ、ここについては申請する方を信用するというを前提にはしますが、もし、指名停止を受けているにもかかわらず入札参加されて、後にそれがわかった場合には、虚偽の申請ということでそれなりの取扱いをするという形になろうかと思っております。

今の総務省の契約条件につきましても、総務大臣官房会計課長又はその他他府省において指名停止期間中でない者という形にしておりますので、それに倣う形で今回関係省庁を特出しして、その他いずれかにおいてということで整理をさせていただきました。

○樫谷主査 わかりました。これは他府省だから国の出先機関も含むということですね。

○福田企画官 はい、そうなります。

○樫谷主査 ただ、県とか市とかは入れないと。

○福田企画官 そうですね、国の機関ということです。

○樫谷主査 事務局から何かございますか。

○事務局 特にございません。

○樫谷主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したのものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理

委員会への報告資料の作成につきましては、私に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樫谷主査 ありがとうございます。

今後、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたくと思います。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

また、総務省におかれましては、本実施要項(案)に沿って、適切に事業を実施していただくよう、よろしくお願いいたしますと思います。本日は、どうもありがとうございました。

(総務省退室 財務省入室)

○樫谷主査 続きまして、東京港湾合同庁舎等の施設管理・運營業務、湯島地方合同庁舎の管理運營業務の実施要項(案)の審議を行いたいと思います。

本日は、財務省東京税関総務部会計課の嶋田課長補佐、関東財務局総務部会計課の鈴木課長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項(案)の修正点等につきまして、合わせて7分程度で御説明いただきたくと思います。よろしくお願いいたします。

○黒岩課長補佐 関東財務局東京財務事務所総務課の黒岩と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、当方の湯島地方合同庁舎につきまして、前回の小委員会におきます指摘事項の改善点について御説明いたします。

1点目が、前回、従来の実施方法のうち民間事業者からの改善提案を求める部分と必ず実施しなければならない部分の区別が明確でないと、提案に係る民間事業者の負担やリスクが大きくなるのではないかといった御指摘を受けまして、今回の変更といたしましては11ページですが、従来の実施方法につきまして、法令に違反しない限り改善提案を行うことができることを明記いたしました。

また、改善提案を行う際、民間事業者は企画書の提出期限前に質問することができることとし、関東財務局東京財務事務所につきましては、企画書の作成に支障を来さぬよう速やかに回答することを明記しております。

次に、落札者を決定するための評価基準、実施要項(案)の12~14ページですが、ここでの指摘事項につきましては、コスト削減に関する提案を適切に評価する観点から、加算項目として業務の種類ごとにコスト削減に係る項目を設定すべきではないかとの指摘をいただきまして、その点について修正しております。中身につきましては、加算項目として点検等及び保守業務と業務の種類ごとにコストの削減のための方策について評価する項目を新たに設定しております。

続きまして、パブリックコメントに伴う変更ですが、まず、実施要項(案)の10~11ページで

す。パブコメの中で開札・落札者等の決定の日程を早めてもらいたいといった意見がございまして、これは2月上旬ごろでは4月1日の事業開始の準備期間が短いということで、そういったお願いができないかという意見がありました。それにつきましては、政府調達実施の際の公告期間の確保の観点から日程を早めることは困難だったということから、短縮の変更はできなかったという状況なんです。事務の進捗状況等から多少の変更をしております。

次に、業務指標の変更、別紙1の27ページですが、パブコメの中では電気工作物の保安業務につきまして、受注者名で経済産業省に届出を行うとありますが、保安協会または技術者協会等との三者契約も同要件を満たすのに十分と考え、認められるべきと考えますといったコメントがあったんですが、経済産業省に届出そのものが本来は整備設置者当方で行うものであったことから、受注者名で経済産業省に届出を行うという項目は削除しております。

次に、様式9の中で付加的要件の有無という欄がございまして、別紙3の様式9、111ページです。これはエネルギー管理共同参画の実績の有無についての記載を求めていた部分ですが、そこに関しては同実績の有無は業務に大きな影響を与えず、かつ、限定された業者との入札になることから削除すべきであるといった意見がございました。そこにつきましては、当庁舎の場合には大規模な庁舎ほどエネルギーの使用量が多くないということから、実績による業務への影響は小さいものと考えまして、しかしながら、創意工夫の発揮の可能性の中で環境への配慮は明記しているという点を考慮いたしまして、この部分は削除しております。

以上がパブコメの変更の概要になります。

以上です。

○樫谷主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問はございますか。

○稲生専門委員 特にございません。

○樫谷主査 事務局からは特にございますか。

○事務局 特にございません。

○樫谷主査 では、こちらは結構でございます。

○嶋田課長補佐 東京税関の嶋田です。よろしく願いいたします。

それでは早速ですが、東京港湾合同庁舎等の施設管理・運営業務に係る実施要項についての説明をさせていただきます。

まず最初に、前回の小委員会からパブコメ掲載までの間に修正等を行った箇所について説明いたします。

まず、要項(案)の11ページ「1.2.2 各業務において確保すべき水準」におきましては「法令に違反しない限り」という文言を追記しました。

続きまして「1.2.3 創意工夫の発揮の可能性」の部分で、(4)共通仕様書に関する提案という項目を追記しました。

更に「1.2.4 委託費の支払方法」においては、確保すべき水準には改善提案があった事項を含む旨、括弧書きにて追記しました。

続きまして 13 ページ「3. 入札参加資格に関する事項」としまして、(5)各庁各省から、指名停止等を受けていない者であることという条件を追記しました。

続きまして 14 ページ、(2)入札実施手続に係る②企画書の内容という項目におきまして、なお書きで、入札参加者は、法令に反しない限り、従来の実施方法について改善提案を行うことができること及び必要に応じ企画書提出期限前に質問することができるものとし、東京税関は企画書の提出に支障を来さないよう速やかに回答することを明記しました。

16 ページ、質の評価項目の加点事項についてですけれども、業務コスト等の削減のための方策が提案されているかという項目を追記してございます。この項目は、別紙 1 の企画書評価表には記載されていますが、要項（案）への記載が漏れていたというものです。

要項 18～19 ページですが、(4)検査・監督体制です。本件につきましては、対象施設や業務が多いことから、税関側の対応窓口となる監督職員を明確にしておく必要があると考え、監督職員ごとに対応する業務を記載しました。

以上が、修正を加えた部分ですが、いずれにしても税関側の意図していることをより明確にするための修正でございますので、当初案から方向を変えた部分はありません。

続きまして、パブコメで出された意見への対応について御説明いたします。

要項の 2 ページ、(1)統括管理責任者の設置に係る項目でございます。統括管理責任者の勤務時間や業務内容などがよくわからないという御指摘がございました。統括管理責任者につきましては、東京税関では初めて取り入れる役割ですので、従来の実施方法には記載がございません。また、要項(案)の中でも業務の内容については漠然とした記載となっておりますので、御指摘を踏まえ、勤務時間や確保すべき水準等を実施要項（案）に明記しました。

続きまして 13 ページ「3. 入札参加資格に関する事項」ですが、事業協同組合に対する入札参加条件が記載されていないという御意見がございました。これにつきましては入札参加資格に関する事項に、(9)事業協同組合での入札についてという項目を追加し、事業協同組合の入札参加条件を明記しました。

あとは番号が振っていないんですけれども、47 ページの従来の実施に要した人員という書式の記載内容につきまして、従来の実施方法と比較して記載内容が異なっている箇所、あるいは表現が不統一の箇所があるという御指摘がございました。また、従来の実施方法においては別添の番号の誤りという御指摘がございました。これにつきましては、当該箇所の修正を行っております。

なお、正社員であることを証明する資料を提出すべきという意見が多数ございましたが、正社員の証明に関しましては、実施要項において証明書類の添付をお願いしており、この場合の証明書類とは健康保険証等の公的書類によるものと考えてございます。

その他の御意見への対応につきましては、原案どおりとしております。

最後に、今後のスケジュールについてですが、要項の 14 ページに記載のとおり、若干の修正が生じているという状況でございます。

以上、簡単ではございますが、東京港湾合同庁舎等の施設管理・運営業務における実施要項（案）の説明を終わります。

○樫谷主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御意見・御質問ございますか。

○稲生専門委員 特にございません。

○樫谷主査 事務局から何かありますか。

○事務局 特にございません。

○樫谷主査 ありがとうございます。

本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと
して、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の
作成につきましては、私に御一任いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○樫谷主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、
適宜意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございま
したら、事務局にお寄せいただきたく思います。事務局において整理をしていただいた上で、各
委員にその結果を送付していただきます。

また、財務省におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきます
よう、よろしく願いしたいと思っております。本日は、どうもありがとうございました。

（財務省退室 （独）駐留軍等労働者労務管理機構入室）

○樫谷主査 続きまして、駐留軍等労働者労務管理機構の情報システム運用管理業務の実施要項
（案）の審議を行いたいと思っております。

本日は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構企画調整部情報管理課の渡邊課長に御出席い
ただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等につきまして、2本ま
とめて7分程度で御説明いただきたく思います。よろしく願いいたします。

○渡邊課長 情報管理課の渡邊と申します。よろしく願いいたします。申し訳ございません、着
席のまま御説明させていただきます。

最初に、本件実施要項（案）につきまして、11月1日から11月14日まで2週間パブリックコ
メントを実施させていただきました。意見は何もございませんでした。

続きまして、前回御審議いただきました中で、御指摘をいただいた箇所について内部で検討し、
修正した点について説明させていただきます。

お手元の資料の9ページをご覧くださいませでしょうか。9の公共サービス実施民間事業者が講
ずべき措置の(1)民間事業者が機構に報告すべき事項、機構の指示により講ずべき措置の「ア 報
告等」という欄がございまして、(イ)から(ウ)民間事業者は、運用管理業務を実施したとき、又は
完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに機構に報告するものとする、(エ)と

(オ)提出書類等一覧がございまして、その中に提出書類1と2、表4、c、d、eにつきましては、前回「2 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項」に整理させていただいていたんですが、実施要項に関する指針に照らし合わせると、報告書等については9の民間事業者が講ずべき措置の方に記載する方が適切だということで移させていただきました。

また、移動したことによりまして、9ページの下、(1)「ア 報告等」の(ア)に「民間事業者は、業務開始にあたって着工届、作業計画書、体制表を契約後速やかに機構に提出し、作業計画書の業務内容及び体制表の担当業務の確認及び承認を受けるものとする。また、『2(1)対象公共サービスの内容』に示す運用管理業務を実施したときは、各報告書を機構に提出するものとする」という表現がございまして、その中で移したことによりまして10ページの表3にある着工届が明確になりまして、承認することが明確というのが示せるようになったと思います。

2点目につきましては、ページが前後して申し訳ございませんが、2ページの中段をご覧くださいませでしょうか。「イ 業務内容」のなお書きがございまして、前は「なお、必要に応じ、提出書類2の報告書類の修正をすることもある」と記載しておりましたが、私ども運用管理業務の過程でプログラムを変更する可能性がありますことから、「イ 業務内容」の中にプログラムの変更を追加しまして、「なお、必要に応じ、プログラムの変更及び『9 公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置』(1)ア(オ)d その他提出書類にかかる修正をすることとする」ということで修正させていただきました。この点に関しては、パブコメに対して御意見は何もございませんでした。

3点目といたしましては、11ページをご覧くださいませでしょうか。表4の提出書類2につきましては、前回小委員会におきまして先生から整理するようという御指摘をいただきまして、項番24までございましたが、ここにございます項番5までが民間事業者が提出する書類でモニタリングが必要な書類を要項(案)に残しまして、残りの6～24番まで運用管理手順やソフトウェアの管理台帳ですけれども、そういうものは変更があったもののみ提出書類として別添資料3、別紙1として記載させていただくようにしました。

最後に、13ページをご覧くださいませでしょうか。「カ 契約の解除」につきましても、前回の小委員会において先生から委託費の返還についての御指摘がございまして、内部で検討いたしましたところ、契約後、経年しても契約当初の総額から違約金を徴収するのは額が多過ぎると、公平にかけようではないかという判断を下しまして、総額後に「(一部解除の場合は解除部分に相当する委託費)」と追加記載することにいたしました。この点につきましても、パブコメでは御意見はございませんでした。

以上が、前回御審議いただいた実施要項(案)の修正箇所となっておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○榎谷主査 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました件につきまして、御意見・御質問ございますか。特にございませんか。

事務局から何かございますか。

○事務局 ございません。

○樫谷主査 ありがとうございます。

それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○樫谷主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますようお願いしたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

（(独)駐留軍等労働者労務管理機構退室 (独)国立病院機構入室）

○樫谷主査 続きまして、国立病院機構の医業未収金支払案内業務の実施状況及び事業の評価（案）の審議を行いたいと思います。

本事業につきましては、平成 20 年 10 月から平成 23 年 9 月までの 3 年間の契約期間として民間競争入札により事業を実施しているところですが、まずは、事業の実施状況等につきまして、独立行政法人国立病院機構の河村副理事長より御説明をお願いしたいと思います。10 分程度でお願いいたします。

○河村副理事長 国立病院機構が行います医業未収金の徴収業務につきまして、先々週の 11 月 5 日金曜日の入札監理小委員会におきまして、私どもが日立キャピタル債権回収株式会社に委託している支払案内の実績等について御報告申し上げたところでございますけれども、前回の御議論では委員の先生方から、機構は改善方策の検討を速やかに行ってきたのか、あるいは事業者が居所等調査義務を第 1 期に未実施だったことにつきまして、事業者への要請の経緯が明確でないなど、幾つかの御指摘をいただいたところでございます。今回の入札監理小委員会におきましては、これらの御指摘いただいた点を報告書に盛り込ませていただきましたので、これから御報告させていただきますと思います。

また、今回御報告差し上げます内容につきましては、小委員会の先生方による事業評価が行われますけれども、私どもに対します厳しい評価は真摯に受け止めまして、また、厳しい経営状況の中で未収金が累積する事態は速やかに改善したい思いを御理解いただきたいと思います。すべての病院の契約解除及び市場化テスト事業の終了についてお認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

上げたいと思います。

それでは、事務方から御説明申し上げたいと思います。

○大鶴部長 それでは、私の方から報告書の御説明をさせていただきます。

資料9ということで後ろにつけてありますが、その資料を見ていただきまして、もう一度全体の状況がどうであったかというので、資料9の後ろから2枚目の別紙2で委託債権・入金率の状況を上げておりますので、もう一度ご覧いただければと思います。

第1期は、6億7,350万円の委託債権でした。これについて1年未満と1年以上とそれぞれありますが、1年未満については入金が1,023万円、入金率が6.1%。1年以上が入金が2,156万円、4.3%の入金率となっております。第2期は、7月までの入金状況でございますが、委託債権が6億7,735万円に対して、1年未満の分5,698万円に対して234万6,000円、4.1%。1年以上の委託分が6億2,036万円に対して、入金額が1,411万円、2.3%の結果ということでございました。

入金率がこのように低迷していることについて、この報告書の中では4ページ目まで書いておまして、今回それについて改善方策の検討なりのやりとりを少し詳しく書かせていただきましたので、5ページをご覧いただきたいと思います。

こうした入金率の状況ですけれども、各病院の入金状況は毎月モニタリング報告いただきますので、これに対処しなければいけないということから、まず、債権登録を速やかにするようにする、委託債権を速やかに判断して、できる限り事務的にも対応するというところで、受託事業者が事業を円滑に行われるようにということで取り組んだところです。

また、本部の方もこの入金率については、どのような実施体制で今やっているのか、どういうことが問題になっているのかということをお照会するというところで、事業者側とコンタクトをとってやってきておりました。

実施要項と契約書では、第1期と第2期の2年間の実績で要求水準を満たすような場合に業務改善計画をつくるようになっておりますけれども、これは第1期の状況を見たところでなかなか難しいということで、実施要項に基づいた改善方策の検討に入りまして、ここについて①で9～10月、各病院に入金率向上のための改善要望がどういうものかという取りまとめをしまして、こうした要望について11月に受託事業者側に検討をお願いしたと。

具体的にはどんなことをお願いしたかということ、3回の架電を6回に増やす、あるいは文書送付の回数をもっと増やす、あるいは債務者と対面で支払案内ができないかどうか。支払案内の時間を深夜にしてはどうかという要望が病院側からありましたので、受託事業者に検討をお願いしたところです。

1月に、これについて具体的な回答がなかったものですから、再度検討をお願いするというところで要請しております。

2月に入りまして、11月の改善要望については、なかなか抜本的な業務改善につながらないということで、一定期間支払案内を3か月ぐらいしたら、また病院に戻して病院で債権回収を別途やってくれというような提案がございました。また、そもそも今回の医業未収金というのは特定金銭債権ではないということで、支払案内では回収パフォーマンスをなかなか向上させられないので、公

共サービス改革法の中で医業未収金を弁護士法の対象外にするとか、特定金銭債権に位置付けるということが必要ではないかという御意見が業者から来ています。

これに対しましては、実施要項では受託事業者が創意工夫を持って改善計画をつくっていくということで行われておりますので、まず、現行でどのくらい改善できるか。私たちの要望もそういう要望内容が病院側から出ておりますので、改めて依頼したというところではあります。

5月になりまして、病院からの改善要望は架電回数や文書の送付回数を必要以上に増やす、あるいは対面で支払案内をすることは請求行為ということで弁護士法に抵触するおそれがある、あるいは深夜の支払案内は債務者から苦情が来るおそれもあるということで、受託事業者からこうした改善方策は難しいという回答があったところがございます。

8ページですけれども、受託事業者の委託した債権額が当初見積額と比べて少なくなっているということがございまして、それについてどのような経緯があるかについても少し書き加えさせていただきます。

2段落目ですけれども、特に業務運営が大きく減少して、予定数量 26.5 億円が初年度 6.7 億円ということで、見込んでいた業務量に到達できなかったことがあるのではないかと。この背景ですけれども、受託事業者は債権登録をインターネットで報告するシステムをつくってございまして、患者の基本情報、氏名、未成年者の場合は親権者、支払義務者、その生年月日や住所、電話番号、これは携帯電話や職場の住所とか名前も含めてですが、未収金額発生日、通院状況など。あと保証人の基本情報、これも保証人の氏名、住所、電話、関係連絡先等です。それと、病院職員がそれまで督促をどういうふうに行っていたかという、これまでの経緯、督促の状況もウェブで報告することになってございまして、このデータ入力とデータ登録を基本的には今、病院側では紙媒体で債権者未収金の記録をとってございましてものを入力しシステムに転記する必要があるということで、この作業が特に当初は過去の債務権を一斉に移し替えるという作業がございまして、時間が膨大になってきたというのがあります。

こうした業務を一生懸命やっている間に、病院には受託事業者から定期報告で今の入金状況が入ってまいりまして、事業者で回収しているのが病院で徴収した実績に比べてかなり低いということもあって、未収金の回収業務が滞るのではないかとということで、病院としては自分の方でより一層回収に力を入れたという経緯がございまして。

具体的にどういうことをしていたかということですが、医療ソーシャルワーカーが相談して回収未収金ができるだけ起きないように、あるいは円滑に回収できるように取り組みました。あるいは、外来や再入院ということで来たときに、これは前回も話がありましたが、医師や看護師を通して督促をするというようなことを努力したところではあります。

こうしたことをしてございまして、全額回収に至らないまでも分割納付が始まったり、あるいは支払いの相談、具体的にどのように返すかということにたどり着いたということがありまして、事業開始スタートあるいはそれから登録が円滑に進むまでの間、委託除外すべき債権になるような債権が結構増加ということがございました。

このほかに、予定数量を調査するときに患者窓口と本事業の担当者の連絡が不足してございまして、

既に患者さんから返そうという意思が出ているとか、相談を受けていますよというようなことも十分把握できていなかったところもありまして、予定数量より委託数量が減少するというようなことが起きておりました。

以上、少しやりとり、経緯について御説明いたしました。

3点目の追加部分でございますが、11ページで居所等調査を1期目は実施されずに2期目から実施していただいているということがございますが、これも事業開始1か月後、受託事業者は委託債権額が予定数量を下回って赤字になっているということで、今後どういう委託債権の見通しになるだろうかというのがありまして、平成21年1月の時点で委託債権が10億円程度になるのではないかというような見通しを示しております。事業者側からはこの10億円を目安として、それまで業務を保留したいというような申し出がありまして、我々としてはこれを了承したところでございます。

ただ、平成21年1月になりまして、これは10億円に達していませんでしたけれども、改めて実施していただくようにということで要請しております。その後、我々としても委託債権額がどう推移するのか見ておりましたけれども、見通しの10億円には達しませんでした。8月には改めて未収金額の大きいものからでも居所等調査を実施していただくよう再度要請したところです。

①以降ただいま申し上げました11月の状況で、1月の状況、8月に改めて要請したところ2月に事業者から、どれだけパフォーマンスの向上につながるか未知数だけれども実行してみるという回答がありまして、5月から実施されているという状況でございます。

以上、前回よりもやりとりの状況を少し詳しく書かせていただいております。

以上でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

それでは、事務局の方から。

○公共サービス改革推進室 それでは、内閣府としての事業の評価（案）の説明に移らせていただきます。

資料はI-1、I-2ですけれども、前回の審議のときに民間事業者からヒアリングを行うということでございましたので、それを踏まえた形でI-1で事業評価をまとめさせていただいております。

それから、御紹介でございますけれども、渡邊委員からI-1の資料の事業の評価（案）に対して若干の修正案をいただいておりますので、後ほど御紹介させていただきたいと思っております。

では、資料I-1をごらんください。前回もお示しさせていただいておりますので、事業の概要等は省略させていただきたいと思っております。

2ページの「2. 達成状況等のデータ分析等」ということでございますが、国立病院機構から御説明がございましたが、入金状況については達成目標、それから、最低水準をともに下回っている状況でございます。

3ページのロとハは委託債権額と入金額ということで、ロの方が委託後、ハについては従前病院が実施していたときのそれぞれの債権額と入金額ということで、両者を見てもそうですが、かなり

委託額の落ち込みが見えるということがわかる状況になってございます。

続きまして4ページ目、②入金分析については、前回もお示ししましたが改めて御紹介しますと、82病院の個々の状況を見ても、それぞれ達成目標、つまり要求水準に達成した病院はないという状況でございます。最低水準については7病院が達成しているということでございます。

③支払案内、居所等調査業務の内容については、①～④の流れにおいて業務が実施されているということでございます。

続いて、5ページの④支払案内、居所等調査の状況でございますが、平成20年度の状況は受託未払者については5,193人全員に受託通知書を送っているということでございます。それに対して住所不明者963人、同時に行った架電業務については応答なしの方が3,696人という状況になってございます。

こういう状況において口でも示しておりますが、居所調査が重要になってくるということで記載しておりますが、御説明があったとおり平成20年度は委託費が少額という理由で業務を実施しなかったという状況でございます。

続きまして6ページでございます。(3)実施経費及び委託費の状況でございます。①につきましては、従来病院が実施していたときの経費と委託費との比較ということでございますが、冒頭に見ていただいた債権額がかなり落ち込んでいるという状況もございまして、やはり実施経費も委託前・委託後で大きく変わっているという状況が読み取れます。

②につきましては、民間事業者が実際に報告した経費と委託費の比較でございますが、初年度、2年度とも赤字ということでございます。

7ページ、(4)国立病院機構から御説明がございました委託見込債権の予定数量の減少要因について、改めて記載させていただいております。内容につきましては、実施状況の報告と同じでございますので省略させていただきます。

(5)本事業における国立病院機構の今後の対応ということで、これは実施状況の報告の結論にもございますが、結論としまして8ページ目の③ということで報告書にもございますけれども、本事業の全体の状況を考慮した結果、82病院すべての契約を解除するということが、契約解除後は各病院について法的措置等の実施を強化した上で、委託対象債権の入金率向上に努めるということでの御報告をいただいております。

3としまして、ここからは内閣府の評価の内容でございます。

(1)本事業の業務範囲ということでございまして、そもそも国立病院機構が公共サービス改革法第14条に基づいて平成20年3月に本事業の業務範囲、達成目標、要求水準を定めて実施要項を審議したという経過がございます。その中の審議については弁護士法第72条に抵触しない範囲で行う業務ということで、具体的にどこまでできるかというような話が行われたということでございますが、そういった議論の経過、業務範囲の前提を考えて事業者が選定されて実施してきたという経緯を踏まえますと、国立病院機構の報告書や民間事業者からの報告にも同じような指摘がございますけれども、現状の枠組み、つまり弁護士法第72条の制限の中では考え得る改善方策は、それを講じたとしても抜本的な成果・改善は認められないという報告でございますが、内閣府の評価案と

しましては、こうしたすべての原因を弁護士法第 72 条の制限に帰しても必ずしも妥当とは言えないのではないかとということで指摘しております。

(2)民間事業者による実施要項で定めた事項の実施状況等ということでございます。こちらについては御説明がございました居所等調査は初年度未実施だったということでございますが、その経過を(イ)(ロ)(ハ)(ニ)ということで、こちらは国立病院機構の報告がございましたので省略させていただきます。

②につきましては、民間事業者からヒアリングした内容を付加している状況でございます。

本事業の民間事業者でございますけれども、委託債権額が実施要項に規定されていた予定数量よりも著しく少ないという状況と実績報酬がそれに連動して決まりますので、やはり委託費が少なくなってコールセンターも 2 年目には縮小しているという状況がございます。

こうした経過から見ても、積極的に入金額を増加させる試みを行っているとは認められないのではないかと。そもそもそういった事業者が落札者として決定されたことが妥当であったのかという問題について指摘しております。

「なお」以降ですが、民間事業者のヒアリングによりますと、今回病院の未収金での支払案内の業務の経験はないということ、それから、国立病院の債権の質が高く、良質な債権という状況で回収困難とは当初考えていなかったと申し立てている状況でございます。とはいえ、本事業者の受託実績を見ますと、同じ支払案内業務ではないですけれども、日本学生支援機構の奨学金の管理回収業務ですとか、日本年金機構の国民年金保険料の収納事業がございますので、債権そのものに対する見方についてはある程度の見識はあってしかるべきなのかなということで、こちらの受託実績ということで実績事実を記載させていただいているということでございます。

それから、(3)契約書上の委託方法、国立病院機構による指示の不明確性ということでございますが、契約書について民間事業者に業務を確実に実行させる規定という意味では、不明確ではなかったかということで指摘させていただいております。

(4)国立病院機構による業務管理体制の妥当性ということでございまして、①～⑦につきましては、先ほど国立病院機構から御説明があったとおりの内容を記載させていただいておりますので、省略させていただきます。

内閣府としましては「しかしながら」以降でございますが、こうした経過を見ていきますと、やはり委託費が少額という理由で居所等調査業務を初年度に実施していないこと、それから、コールセンター業務を縮小しているという行為を許容している状況にある一方で、支払案内業務を強化する具体的な方策については成功していない状況と考えざるを得ないということで、そういう状況が妥当であったのかということも指摘させていただいております。

結論としては改善方策の検討状況、具体的には委託開始 1 年という状況から報告いただいているということもございまして、そういった状況から見て、モニタリングの体制が不十分ではなかったかということで指摘しております。

それから、幾つか民間事業者から提案を受けながら、最終的には現行の範囲内の改善を求めている状況でございましたけれども、やはり改善計画の策定・検討については、相互の連携がもう少

し必要ではなかったかという観点で記載しております。

(5)国立病院機構の事業開始準備の妥当性ということで、国立病院機構から御説明があった予定債権が大きく減少した点について、民間事業者も居所等調査を行わない理由として申し立ててございます。この状況については御説明があったとおりでございますけれども、やはり事業開始前の段階で、こうした実施要項に定められている国立病院機構から民間事業者に情報提供が円滑に行われなかったということ、それから、データの引き渡し等において十分な相互の連携が行われていなかった可能性があるということで御指摘させていただいております。

(6)実績報酬率の設定と事業者選定については、本事業の実績報酬率は10%ということで、ほかの事例、公立病院でいきますと30か40という事例もございます。この点に関しては入札段階で見た場合に、3～6番目で応札した事業者では1年以上困難なところが30%という実績報酬を提案しているのを見て、やはり十分でなかったのかということをご指摘させていただいております。

それから、民間事業者のヒアリングによりまして、新規参入ということもあって10%の実績報酬率は問題ないということでコメントされているという状況でございます。

(7)につきましては、実績報酬による支払い方法の妥当性ということでございますけれども、今回の業務範囲、請求行為ができないということ、それから、居所等調査業務のようなある程度腰を据えてやらなければいけない業務を委託範囲に含めているという状況を見ると、やはり完全に実績払いによる委託費というのは、業務を円滑に実施する上でなかなか難しかったのかということで指摘しております。

(8)弁護士法第72条の件でございます。こちらは基本的にはサービサーが前提ですけれども、弁護士法第72条に抵触しない範囲で行うものとされております。注1としては法務省による監督の中での指摘ということで、面談による支払い案内や反復継続による架電というのは不適切な事例ということでございます。

注2でございますけれども、そうは言いながらも、事前に本評価の(1)で本事業の業務範囲でも指摘しておりますが、事前に審議に当たっては国立病院機構が実施要項をつくる時に法務省とも十分確認した状況ということで伺っていますし、その内容と民間事業者が企画書に提案した支払案内方法や、事業の開始以降も実施方法についてのすり合わせ、調整確認というのが十分行われていたのかということで記載しております。

この点に関してですが、国立病院機構さんの報告の中では公共サービス改革法の特例を設ける必要性について言及されておりますし、厚生労働省からも公共サービス改革の対応に関する作業依頼について法改正要望についての提出がございます。この法改正要望については、本評価の直接の対象ということではないですが、関係府省の間で協議を行う課題ということで指摘しております。

(9)本事業の在り方でございますが、公共サービス改革基本方針には事業の実施状況を見ながら更に検討するというところがございますけれども、結論としましては、業務全体の見直しが必要と考えられることということで、本実施要項において民間事業者が業務改善指示に従わない場合、または、最低水準を下回った場合において、機構が本契約による事業全体の状況を考慮した上で、法第

20条第1項の契約解除することができるということ、それから、民間事業者が最低水準を下回ったときに契約解除できるとの契約書の規定に基づくことから、国立病院機構が契約全体の解除を判断するのは妥当ではないかということでもまとめてございます。

注でございますけれども、こうした解除の状況でございますが、解除の日から起算して5年を経過しないものは官民競争入札等に参加できないという規定がございます。

以上が内閣府としての案でございますが、同時に、渡邊委員の修正案についても御紹介させていただいてよろしいでしょうか。今の内容について若干付加していただいているところについて御説明いたします。

7ページの(4)の予定数量の大幅の「大幅」について付加するという御指摘です。

それから、①でございますけれども、病院は委託時に未払者の基本情報を提供するというので、そもそも実施要項にございますので、それについて改めて付加していただいております。

③については「大幅に」という文言を追加していただいております。

9ページの②民間事業者でございますが、「しかしながら」を「ただし」という文言にさせていただいております。

11ページの(5)国立病院機構の事業開始準備の妥当性でございますが、文言の付加としては「民間事業者が初年度に」ということでいただいております。

それから「実施要項においては、病院は委託時に未払者の基本情報を提供することとされているが」という状況を付加していただいているのと、「事業開始時」は後で確認ということでございませぬけれども、あと「かつ適時」を付加していただいております。

12ページの実績報酬率で10%の基礎となる委託債権額ですけれども、これは提案前の提示額と委託後の実績額において著しい乖離があるという状況からいっても、算定方法がそもそも適切であったのか疑問ということで御指摘をいただいております。

以上が、渡邊委員からいただいた修正案の内容でございます。

内閣府からは以上でございます。

○榎谷主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました件につきまして、御意見・御質問ございませんでしょうか。

○渡邊副主査 私からよろしいですか。私の修正案について、ざっと拝見して大きなポイントだけ申し上げますと、「しかしながら」を「ただし」に変えたことと、主要な点で確認させていただきかけたことと、前回まで出ていなかったお話で、今回私自身も大変驚いた債権額の大幅な乖離ということもあって、そういう意味では、今日御確認させていただいた上で、この修正案をそのまま維持させていただくのか、あるいはもっと変えるのかというのを考えつつ今日参った次第です。

冒頭の方からいきますと、いただいている機構のペーパーの8ページ目、委託債権額の当初予定量の26.5億円に対して、実績の委託数量が6.7億円という予定の3分の1以下に落ちているのを拝見して、大変驚きました。1つは、成功報酬の場合の価格の決め方について申し上げますと、私のような素人目に見ても、成功しても成功しなくてもかかる費用、つまりベースになるコスト金額があ

るので、成功報酬額を決めるときは、見込みの委託数量をベースに、ある程度の金額の見込みを出した上で、委託債権額に成功報酬の割合を乗じてベースにかかる金額の採算がとれるかということ計算して成功報酬を決めると思います。その意味で、コストは非常にかかるのだけれども、もしかして回収できないというときには、多分 10%ではなくて、フィフティー・フィフティーにするとか、別に本件でフィフティー・フィフティーが正しかったかとかそういうことを申し上げているのではなくて、素人目に見ても計算方法としては、おそらく、そういうふうにするように思われます。したがって委託債権額が当然小さければ、10%では固定費のところカバーできないので最初から 30%でいくとか、例えば、そんなことはありませんけれども、私が成功報酬で案件を受けるとしたら、事務員さんなり光熱費というのはどんな場合でもかかるわけですから、そういうものは計算するのが普通だと思います。本件について言うと、本当にこれだけ委託債権額が違うとしたら、そもそも 10%と出すこと自体が想定範囲外にあったのではないかという気がするのです。

そういう意味で、さきほどのコメントで、本当にこれだけ委託債権額に差が生じ得るものだとしたら、計算方法はそれでよかったのかという素朴な疑問が沸いたというのが 1 点目です。

それから、これだけ債権額の乖離が生じた理由について機構の御説明を受けると、この背景には「受託事業者への債権登録をウェブ報告システムで行うことが求められたが」と受動態で書いてあるので、誰がどういうふう求めたかよくわかりませんでした。そこで、要項を拝見すると事業の開始時には、機構からこれだけの情報を「提供する」でしたか、「開示する」でしたか、いずれかになっていたと思います。

○公共サービス改革推進室 民間事業者に対して提供する委託債権に関する情報と。

○渡邊副主査 時期は、たしか事業開始時とその後定期的にという規定になっていたと思います。そのため、私は、順序から言えば「求められたが」というのは事業開始のずっと前のはずだと思っていました。そういう意味では、このウェブ報告システムで提供することは一体誰がどうやって決めたのかわかりませんが、拝見したときにもし、事業者の方から求められたとすると、これだけ時間がかかるのであれば、それは事業者がやるのですよねという話をするのか、別コストで例えば、入力作業をやってくれるところに頼むとか、素人考えなのですけれども、普通は、ただでさえ忙しいから発注するのに、自分で入力したら時間がかかってできないのは当たり前でしょうというように考えたものですから、一体そこがどうなってしまったのか伺いたいと思います。単に、そのために委託の時期が遅れて成績が上がりにくく、自分でやってしまいましたというのであれば、そもそも契約は何だったのだろうかという非常に素朴な、これは弁護士としてでもなく、委員としてでもなく、一素人として非常に素朴に疑問を持ったので、そこをコメントに書かせていただきました。

特に、実施要項には「事業開始時とその後定期的に」と書いてあるのに、始まってからウェブに入力してみたいな要求がでたということであったとすれば、それは重要な問題点の一つだったろうと思いました。別に誰を責めるわけではないのですが、原因がどこにあったかという客観的な事実を書くとしたら、そこは素人ながら書かせていただくべきマターかなというのが 2 点目です。

3 点目は事実確認をしたいのですけれども、第 72 条が問題視されていることです。原因の一つではなかったとまで申しあげる気はないのですが、私自身も金曜日の夜にここに来て、何度も第 72

条の議論をさせていただいたというのは非常に記憶に残っています。例えば、和解にならないように、支払いは何回に分けてもらえますかと言われたら、それにはお応えしないで病院に渡すとか、非常に厳密にお話もいただき、法務省からの有権的解釈もいただいたという御説明を受けていたはずなのに、突然、事業者の方から3回を超えて請求すると弁護士法違反になるというような、今回初めて伺う、サプライズになるような御説明をいただきました。もし第72条の関係で3回以上請求できない、それが想定されたような業務ではないとすると、何で4回できないのか、それは法務省がこう言っているからというのであれば、最初の法務省と話された内容は何だったのだろうというように感じています。審議を通じて、前は機構と事業者あるいは法務省で確認し合っ、どこまでやれるのかと手探りでやっていくのが普通だし、それを前提に私は最初にいろいろ第72条についてどこまでできるか、どこまでやったら超えるかという審議のときに、そうされていると受け止めていたのですけれども、今回の御説明を受けると、あれほど真剣にやった話はどこに消えてしまったのかというのが率直なところです。そういう意味で、さすがに評価のところにそうは書けないのでしょうし、それは議事録を見ていただくしかないわけですけれども、そういう観点で、もし調整が行われていてそれでもだめだったということであれば、むしろここにきっちり書くように教えていただきたい。法務省が機構に対してした解釈・説明を変えてしまってこういう事態になったのか、それとも変えたかもしれないけれども、誰も何も確認しないでこうなってしまったのか、そこを教えていただきたいというのが、この修正されたレポート版を内閣府の事務局からいただいたときに拝見した私のコメントです。もし、今申し上げた点が間違っていないのであれば、可能な限りレポートには申し上げたコメントを反映していただきたいなと思っております。

○樫谷主査 ありがとうございます。

事務局から、または機構から何かございますか。

○大鶴部長 今、御指摘いただきました点で幾つか申し上げますが、やはり当初見込みがなかったというのは、今日も御説明しましたけれども、債権を移管するときの実感や手間がかなりかかっていたというのがありまして、例えば、委員が言われましたように、要項の中にも基本情報なり伝えることになっているのですが、具体的にどういう形で媒体をつくるかというのは、入札して業者が決まって、業者と契約書を交わして、業者がどういうシステムで受け付けることにするかを決めて、では、画面がこういうことになりますから、ここにこういう情報を入力してくださいということで決まってまいりまして、入札自体は例えば6月末に開札するように、ほぼ1年ぐらい前から入札公告をかけた、企画書をとったりとしてやっているんですけれども、では、入札して業者を決めて契約して、仕様書の中で入札の具体的なやり方を決めるのは、エクセルファイルであるのかとか、画面に入れるのかというレベルで決めなければいけないものですから、それを決めるのは10月のスタートにかなり迫った時間になってきたというのが1点ございます。

○渡邊副主査 ウェブサイトで提供するというのは要項の中身ですか。

○大鶴部長 電子媒体で提供することになっております。だから、変換はしなければいけませんけれども、エクセルファイルなのかCSVファイルなのかとか。

○渡邊副主査 法的な役割、義務としては、提供する義務があるだけで、彼らに言われたとおりや

らなければいけない義務というのはあったのですか。

○大鶴部長 義務かどうかというのはあれですけども、向こうの求める様式なり、そこはどちらがどういうことで提案することになっていたかというのは、この場合は電子ファイルでというところまでだったものですから、何で提供するかということはかちっと決まっていなかったというのがあります。そこは時間がかかると思います。

あと、情報量としても、ここでは非常に基本的なことのように書いてありますが、項目としては1つの債権について76項目の入力をしなければいけない。未収金の1個の債権について、病院番号を入れて、患者番号を入れて、患者の漢字の名前を入れて、片仮名の名前を入れて、未成年者かどうか、法律上の行為ができるかとか、生年月日と生存しているか死んでしまっているか、返戻があったか、郵便番号、住所、電話番号、携帯電話、勤務先の番号、その他連絡先、勤務先の住所、通院状況、支払い義務者がいるかとか相当量の業務になったというのがこの事業の結果で、それは間違いがあるといけませんので、かなりチェックをかけながら移管するというので、かなり移管に時間と手間がかかったというのが。

○渡邊副主査 それは個別の病院がやったのですか。

○大鶴部長 そうです。そのコストはいずれにしろ発生するわけで、それに見合った効果がないと非効率という形になると思います。それは事業者と契約を進める段階で具体的になってきたわけですから、そこで事業開始時にそういう業務をすることになったということで。

○渡邊副主査 登録に平均何か月ぐらいかかったのですか。

○稲生専門委員 24億に相当する部分は、全部で何件でしたか。

○大鶴部長 予定数量でいけば2万6,192件。これについては過去の実績をそのまま、この対象になる債権はこうだということで見込みを立てているんですけども、相談中の債権とか支払いが開始された債権というのは除外債権にしていて、これは過去については確かに支払いの相談までいかなかったり、払い込みにならなかったものが一生懸命やり出すと、それが除外対象になってくるということになりますので、どうしても見込みが違っている、先生御指摘のとおり相当違う部分はありますけれども、かなり取り組んだ結果、違いが出てきたというところはあると思います。

○稲生専門委員 結果的に、その作業はいつごろしたんですか。CSVかエクセルかわかりませんが、始まったのが10月で、いつごろから24億の仕分けというのをなされたんでしょうか。要は、2万何千件だから、各病院当たりざっくり割れば300件ぐらいですよ。実際に出すか出さないかというのは難しいのかもしれませんが、300件ぐらいであれば、基本的なデータベースはそんなに時間がかからずにできるんじゃないかという気がするんですけども、いつごろから作業をなされたんでしょうか。1か月もあれば300件ぐらいであれば仕分けぐらいはできるように思うんですけども。70項目でしょう、しかも、郵便番号とかそういうのが1件、2件であれば、76項目自体は実はそんなに多いとは思いません。ただ、出すか出さないかという部分の御判断ですよ。その部分が一番難しいんじゃないかなと思うので、そこは逆に言うと、内部的にもめたんじゃないかと思うんですが。

○大鶴部長 結構、郵便番号のような軽いものもありますが、今の督促の状況で何回電話をして、

何時ごろ電話をしたと。そのリアクションが行動表のどれに当てはまるのかというような当てはめ、支払いについて受託とか、支払いについて延期を要請とか行動表への当てはめとか。

○稲生専門委員 いつごろからそれを各病院さんに御依頼されたんですか。

○大鶴部長 具体的には10月1日からなんですけれども、6月末に開札をして、それから、一番の落札業者と協議して契約して、協議して契約書の締結が7月末で、8月末に実際にどういう形式で入力できるかというのを。

○稲生専門委員 要するに、1か月しかなかったということですね。

○大鶴部長 1か月を超えて作業としてはやっております。

○稲生専門委員 勿論そうですけれども、要するに、業者は1か月经ってもブーブー言っているわけでしょう、6億しかないじゃないかと。

○渡邊副主査 普通は事業開始をしようと思ったら1か月前ぐらいに全部表を渡して、当日、事業開始日にスタートアップするというのが、今までの入札監理委員会で扱わせていただいた案件のスタートアップなのですけれども、今のお話だと事業開始時の事業者は準備どころか、まだ始まって名簿がそろっていなかったという状態にあったということですか。

○樫谷主査 今聞いていると、国立病院機構の債権管理とか患者管理とかそういうシステムが整っていないんですか。

○和田課長 そうではなくて、コンピュータシステムでやっているところもありますが、基本的には督促整理簿という様式で、債務者ごとに一件一件書き加えているという状況です。

○稲生専門委員 多分システムづくりというレベルではなくて、というのは別にCSVの情報で渡してやれば、あとどう加工するかは業者がやればいいだけの話で、それがエクセルだったかどうかというのは実は本質じゃないんですよ。ただ、難しいのは、今おっしゃったようなさまざまな督促の状況であるとか、それを本当に業者に委託するかどうかという見極めが2万4,000件あると1か月ではやはり辛いなど。私はてっきり3か月ぐらいやると思っていたものですから。

ただ、それにしても、それ以降も結果的に当初の予定になかなか届かないわけですよ。ちょっとわからないのは、徴収業務報告書の8ページの下から2つ目のパラグラフは結構大事で、「この結果、全ての回収に至らないまでも、分割納付や支払の相談に辿り着くなど、事業開始までの間に支払が見込まれる予定となり、委託除外とすべき債権が増加した。この他、患者窓口と本事業の担当者との連携不足で」とあって、この辺が結局何を言っているのか。前半部分は今言ったような、恐らく1か月前から2万4,000件の仕分けに取り組んで、結果的にいろいろ調べていくと委託除外とした方がいいんじゃないかという80の病院からの話があって、では、これは2億4,000万円のうちから除こうとか除くまいとか、多分そういう話があったことを示していると思うんです。

その後の「患者窓口と本事業の担当者の連携不足」は何を意味しているのでしょうか。

○大鶴部長 予定の債権を見たときに、窓口の患者と直接接している場合は返済の相談をしているけれども、この調査をかけた事務の窓口では既に相談が行われているのを把握していなかったということです。

○稲生専門委員 そういうことですか。ただ、そんな状況でも現場は督促をできるので、結果的に

は債権回収は進んでいるわけですよ。わかりました。

○樫谷主査 それも機構側からいただいた資料を見ますと、要求水準が1年未満で40%、1年以上で約2割、最低水準で24.7%と8.7%、実際の入金率はずっと低かったというのを見ると、機構がやったものも実は2割ぐらいしか来ていないんですよ。この40%というのは何だったんですかね。なぜこういうことを言うかという、40%も回収できるということをイメージしていて、26億円がありきで。1年未満と1年以上がどの程度の割合なのかわかりませんが、平均で3割ぐらいいけるだろうとしますよね。その26億に3割掛けると8億円とか9億円ですよ。その1割をもらえれば8,000万円もらえるわけです。8ページの受託業者が当初の見積額で7,400万円です。ということは、8,000万円ぐらいいけそうだから優良債権だった。つまり、普通サービサーで4割も回収できるというのはものすごい優良債権なんです。普通はずっと低い、〇・何パーセントとか1割とか回収できればいい方なんです。そうすると、優良債権ですから7,400万円ぐらいコストをかけても1割でも十分だと。要するに、病院の回収業務の経験がないと書いてありますが、経験があるところは3割とかで出したのかもしれないけれども、ないところは結局、計算上1割になってしまうんですよ。1割でも合うと見たんじゃないかと、これは想像ですけども。当初のコストを7,400万円で見ても大体計算すると8,000万円、うまくいって要求水準をはるかに達成すれば1億円ぐらいいけると。そうすると結構儲かりますよねという話になって、結果1割が3件もあったのがそういうところにも原因があったんじゃないか。つまり、26億円を前提に4割とか3割とか、少なくとも2割とか言われてしまうと、結構計算してくるとこれぐらいかけてもいいかなと、だから頑張れば1割でいいのかなという判断をひょっとしたら当初した可能性があるのかなと。

この26億5,000万円というのは、どこかのデータでとってきたんですか。予定額は出さなければいけないんですけども、これが違っていたということは相当ボタンのかけ違えが残ってしまったのかなという気はしないでもないです。勿論、日立キャピタルさんが病院の難しさを知らないということもひょっとしたらあるのかもわかりませんが、普通は要求水準を達成できると読んでしまいますよね。そこで、そういうことをしつつ考えて計算して出たのかなと思ったんですが、それはどう思われますか。まず、26.5億円の根拠、4割の根拠ですよ。

○大鶴部長 これは各病院にそれぞれの債権の実態を調査してもらって、この除外要件に当たらないものがどういうものがあるかを積み上げてもらったと。

○渡邊副主査 今のお話は、今だからということと言われるかもしれないですけども、ゴーイング・コンサーンベースで出されましたか、それとも1年間の積上げ額とか出されましたか。債権回収というのはさっきもお話がありましたけど、回収して、また未払債権が発生するというゴーイング・コンサーンベースで見ないと数字が出てこないはずですよ。私が心配しているのは、余りに乖離が大き過ぎて、事業者の方からしたら機構側のミスレプレゼンテーションなのではないかという反論は十分あり得るお話なので、今の主査の御質問はミスレプレゼンテーションではなく、きちんとした数字を示して、下手したら錯誤無効だみたいな話になりかねないような大きな乖離なので、それで私も伺いたいなと思っていました。

○樫谷主査 単に事務処理の遅れで減ったというのであれば、まだわかるんですけども、26.5億

円そのものが問題。それから、要求水準4割というのも、内閣府がつくったデータの3ページに不参加病院を書き添えているわけ。参加病院と比べたら確かにものすごくいいんです。ただ、不参加病院で1年未満が27.1%、1年以上が12.2%ということですから、これは最低水準のレベルなんです。いいと言っても最低水準のレベル。最低水準の1年未満は何とかクリアしているけれども、1年以上についても何とかクリアしているのかな、このぐらいのレベルですよ。だから、これも不参加病院で熱心にやっていただいたと思うんですが、4割って何だったんだという根本的なところが問われてしまう。つまり、元金も違うし、要求も違うといった、民間が見積もるとなったときに全くミスリードする情報を流したと言われたときに、いや、違いますと説明し切れるんですか。

○河村副理事長 国立病院機構から出している資料の別紙3、一番最後のページをご覧くださいと思いますけれども、過去の実績を踏まえて3か年平均が出ていますよね。全体としては入金率が18%であったと。1年未満が37.6%、1年以上が9.5%と書いてあります。これは全体の平均なんです。要求水準というのは平均より下のものは平均にすると。平均より上のものと全部足し上げると、それが4割を超える。それから、最低水準というのは平均より上のものは全部平均にする、平均より下のものを全部足し上げるということで出して、こういう数字です。これはまさに実績に基づいてやっているということです。

それに対して、第1期再掲をご覧くださいと、委託債権はこういう数字であったと。全体として4.7%。1年未満は6.1%、1年以上は4.3%というのが結果で、委託外の債権で病院の事務方が直接取り組んだものは、こういう入金率だったということです。

○樫谷主査 不参加病院というのはどういう意味ですか。

○河村副理事長 要は、このスキームに入っていない病院です。

○樫谷主査 平成16~18年というのは不参加病院と同じですよ。

○河村副理事長 平成16~18年というのは、このスキームがまだ動いていない時期の状態です。

○樫谷主査 動いていないところの方の入金率がよくて、動き始めたら減るといっているのはどういう根拠ですか。

○河村副理事長 動いていないものの3か年平均が18.0%です。不参加病院は19.1%です。

○樫谷主査 若干上がったということですね。だから、要求水準から言うと、要求水準も平均すると19%ぐらいですから。

○河村副理事長 要求水準は平均以下のものは平均にしてということですよ、それより上のものを数えると。最低水準というのは平均以上のものは平均にしてしまって、下のものを数えるという形です。

○渡邊副主査 ちょっと違う観点からの質問ですが、機構の報告書の5ページの(4)改善方策の検討についてということで「各病院においては、受託事業者の回収状況について、事業開始直後により毎月モニタリングをしており、入金率が低迷していることに対処するため、事業開始の初期の段階から、速やかに債権登録するなど、受託事業者にとって、事業が円滑に行われるように配慮してきたところである」と書いておられます。さきほどの話に戻りますが、やっってもらった委託債権に

については事業開始のときに既に発生しているものについては、さあ、これですと言って渡して始めてもらっている。ほかのこの委員会にかかるような案件では、例えば、前任者がいるときには引き継ぎは事業開始の何か月前ぐらいにスタートして開始までには終わらせているとか、全部セットアップして当日スタートできるようにするというのが準備していて、入金率が低迷していることに対処するために速やかに債権登録するというのは、そもそも契約とか実施要項に書いてある順序と違います。また、「事業開始の初期の段階から」と書いていただいているのですが、これも例えば、事業開始の事後に発生したものについてこう書かれるのであればそうかなと思うのですが、先ほど来の御説明を伺っていると、そもそも既発生の部分についてもまだ渡っていないものがある、私が事業者の立場で見て、例えば争うと考えるのであれば、これは公表文書ですから、そのまま証拠になりますから、こういうふうに機構は言っているけれどもというような、まさにそういう部分に当たるのですけれども、そういう問題意識を持って伺うのですが、ここに書いてある記載は正確なのでしょうか。

○大鶴部長 これは病院によって移管債権をつくる手続が進んでいるところと、持っているところとありますので、そうした中で過去ものは早めに移すということですし、既に移し切ったところは新しくできたものを速やかに移すというような努力をしていただくというのが、ここで言おうとしているところです。

○渡邊副主査 例えば、公表された後は文章だけで判断することになるのですけれども、くどいようですが、ここに書いてある記載は正確ですか。

○河村副理事長 誤解を与える表現なら改めるのはやぶさかではないんです。私どもは4か月以上の債権を委託するという形になっていますが、4か月以上経っても自分の方で処理できるという判断があれば処理してしまいます。自分で処理する方がふさわしいと思えば。だから、そういう見極めを早くやっていくという意味で。

○渡邊副主査 そうだとすると、まさに機構側が最初に示された26億円が正確なプレゼンテーションだったのか。要するに、各病院の裁量でいかようにも増減しますということだとすると、26億円出しますよという前提そのものが欠けてしまいませんかというのが、私の今の心配です。

○河村副理事長 基本的には、4か月以上のものは委託債権として渡すわけですよ。だから、その見極めを早くやろうという話で、ただ、引きずるものも絶対にはないわけではないので、そこはそういう書き方をしたということです。

○樫谷主査 もう一回この別紙3の見方ですが、第1期再掲というところがありますね。この4.7と21.3というのは、足し算すればいいということですか。

○河村副理事長 その病院全体としては足し算になりますが、業者に委託した債権は入金率が4.7あるいは6.1、4.3だと。業者に委託しなかった債権については、自分でやった分はこれだけの入金率であったと。

○樫谷主査 ということは、分子によって違うのかもわかりませんが、21%を超えているわけですよ。不参加病院は19.1しかないということは、参加した方が合わせるとよかったということですか。

○大鶴部長 参加病院を合わせたものは、第1期（B）で不参加病院より若干劣っています。

○樫谷主査 「再掲」というのは、どういうことなんですか。

○大鶴部長 第1期（B）をもう一回内訳を分けておりますという意味です。

○稲生専門委員 この委託債権の話を引き張って結果的に全体で見れば、不参加病院に負けたということなんでしょうね。

○樫谷主査 1年未満は参加病院よりずっといいですよ。1年以上はちょっと負けていると。これは分母が大きいということもあるんでしょうね。第2期は委託額が相当減っていて、この数字を見る限り、何でこうなっているのかよくわからない。

いずれにしても、委託債権額が26.5億円あるんだけど、これについては回収できるものはして、できないものについてはお任せしますと言うなら何とかわかりますが、26.5億円は前後するでしょうけれども、まあまあ来るんだと思いますよね。そこで見積もりが誤っていたと。それは私がそう思うだけで違うかもわかりませんが。それで大幅に減ってしまったので話が違うという話になっているのかなど。

○稲生専門委員 そう考えると、実は26億円は一種の出発点にすぎなくて、各病院さんの方でできるものはうちでやりますよみたいな。だから、26億円を出発点に引き算をしていったんじゃないですかね。委託できるものが26億円ありそうだという議論では実はなかったんじゃないですか。そこは今から振り返ってどうなんですか。結局、話を総合するとそんな気もしてきて。民間さんからすれば26億円委託されるということで仕事をとったんでしょうけれども、そこは本当に大丈夫ですか。もしかしたら、26億円を出発点にもう一回見てくれと事務方から各病院さんに投げたということはないでしょうね。

○大鶴部長 もう一回見てくれといいますか、債権の徴収ですから病院側で徴収努力をする部分とそうでない部分があって、相談に至っていないものについて何もせずに委託することには必ずしもなっていないものですから。

○樫谷主査 それは行動として私は評価しますよ。ただし、入札業者の方に情報として開示するときには、ちゃんとそのことを明示して、従来だと26億円あるんだけど、2割ぐらいあるいは3割ぐらいですよと言ってもらえれば、その中でちょっと不良化したものだなということ的前提を見積もってくるんじゃないかと通常は思いますよね。そういう情報がないと26億円が来ると普通は思いますよね。

○大鶴部長 基本的には過去の実績を基に推計しているというのが大前提でして、この市場化テストを契機に取り組みを強化したと、一部事業者に委託する部分があるので、自分としてやらなければいけない部分はここだと、4か月前だとかそういうことはありますので。そういうことで多分、1年未満のところは特に大きく効果が出ているところもあります。そういう推計時と違ってちょっと動きがある部分が、渡邊副主査が言われるように大幅な状況で出てきているというのは。

○渡邊副主査 私が言うようにというよりは、数字が3分の1なので、どういう表現を使おうが評価は変えられない。率直に著しく大幅に減少したというのか、文章でだけ減少しましたと言って数字を見なければわからない人はわからないとするのか、その違いかもしれませんけれども、率直

であろうとすれば、やはり「大幅に」「著しく」、ほかに表現があるのでしょうかと思います。

○樫谷主査 ましてや26億円じゃなくて、もっと不良化したものを渡すのであれば、要求水準40%というのは難しいかもわかりませんね。今までの平均では見ていけない、合わせて40%としたら。

○渡邊副主査 どういう説明を具体的に機構から民間事業者にしたのか。特に26.5億円の数字、その前提、そこは非常に重要だと思いますし、これは委員会マターではありませんけれども、解除されるのであれば、きちんとどの程度の法的リスクがあって、どういう主張をされ得るのかは御相談いただいてから準備された方がいいと思います。

○樫谷主査 ここで議論していてもあれなので、もう一遍そこから少し見直していただいて、いろいろなリスクもあるのでそれも考えながら、もう一度機構から出していただく案、あるいはそれに基づく内閣府の評価案を見直さなければいけないんじゃないかと思うんです。だから、これは本当のことになっていないんじゃないかと。何か事務処理が遅れたのというのであればそうなんですけれども、事務処理が遅れたのもあるんでしょうけれども、26億円なかったというのはそれだけの原因ではないんじゃないかと思います。

○稲生専門委員 そこは解明をしたい。要は、4か月未払いでしたか、さっき副理事長さんがおっしゃっていたけれども、当初は26.5億円というのは4か月未回収みたいな、それを単純に上げていたものだと。手続をしていく中でもう一回各病院さんで精査してくれと、多分そういうやり方をしたのでグッと減ってしまったんじゃないかと。勿論手続の遅れもあるんでしょうけれども、そういった幾つかの要素が絡み合って当初6億円ぐらいにしぼんだというのが実態のような気がしてきましたね。

○樫谷主査 初めからそういうことで説明されるのであれば問題なかったんですけども、機構の回収できるものは自分でやるよと、少し難しくなったものを任せる、これは政策ですから間違っていないと思いますが、実施要項の中に反映されていないところが、結果的に受託事業者をミスリードさせることになったのではないかと思うんです。

○渡邊副主査 最後に1点だけ伺いたいですけれども、機構が提示された金額と実績額のこれだけの大きな開きというのは、民間事業者から話を聞いて初めてここで原因の一つとして挙げられたと思うのですが、機構が最初ご覧になったときは、これは全く原因ではないと考えて私どもにはお話しただけでなかったのでしょうか。それとも、ほかの理由があるのでしょうか。

○和田課長 報告書の中には、業務運営費が減少したということで盛り込んではおったんですが、今回、内閣府さんの方から、それでは説明がちょっと不十分だから、そこをもっと詳しく書いたらどうだという御提案をいただきましたので、今回書かせていただいたと。

○渡邊副主査 原因だとお考えだったのですか。

○大鶴部長 予定数量が違って来たということで体制を組んでいるけれども赤字の状態になっているという説明を前回してまして、その体制をもってしても回収率は債権に対する入金は今この状況ですので、その体制自体がどうだったかということにはならないんじゃないかと思っておりました。回収率が目標水準に達しない、あるいは最低水準に達しないということですから、それが第1期の予定数量に満たないけれども、彼らがある程度とった体制でそれだけの入金ができない状況と

ということですので、関係性はどちらかというとも薄いのかなど。入金率の目標という意味では。

○樫谷主査 でも、それは要求水準そのものの設定が、そういう選別した後のものを渡すということ的前提に、要求水準、最低水準も含めてなっていないんじゃないですか。

○河村副理事長 予定数量も3分の1でしたけれども、予定入金率というか、私たちが平均的に見ている入金率よりも4分の1とか5分の1になっていることも事実なんですね。

それから、4か月以上の債権で難しい、トラブルになっている部分というのは病院側が引き受けますと。そうでない債権をやってくださいと、これが出発点であることは事実です。

○樫谷主査 むしろトラブルになっていないものを病院機構がやって、トラブルになっているものを任せたとようなイメージがあるので。

○河村副理事長 そういうふう聞こえたとしたら、そこは違うので、トラブルになっているから引きずってしまっている部分というのは、やはりあったことは事実だと思います。

○樫谷主査 事務局から何かありますか。

○館室長 恐らく相互作用があったと思うんです。機構及び病院は、予定債権額が26億円ぐらいあるのではないかとということで、お任せしようということで準備されている。その準備に若干の遅れがあったのは確かなんですけれども、入金率が低いのでお任せすることについて逡巡があった可能性はあるのではないかと。一方で、事業者の方はどんどん予定金額が積み上がるということでいろいろ準備をしてきた。そこに相互作用として、恐らく機構側が初めから何かバイアスを持って自分のところで回収してしまおうと、それでお任せしないというつもりではなかったと信じております。ただ、そこに一つの相互作用が働いて、この26.5億円は1年間ですから、開始当初からそんなにあるわけではないです。開始当初は、例えば5億円なら5億円で、だんだん4か月を経過するものが年間で増えていって、恐らく26億円になるということだと思います。

○大鶴部長 これはトータルですけれども、開始当初としても19億円はありまして、その後また年度内で期中で入るという予定があります。

○館室長 期初の十何億円が、事業者にとっては当初から債権として登録されているということが契約して実行する行動の前提になっていたのに対して、その準備がやや遅れたと。一方で、病院側は6億円預けているんだから、その6億円について恐らくパフォーマンスを上げてくれるだろうと期待していたらパフォーマンスが上がらないので、26億円も自分のところで作業して、これだけの作業をするんだったら自分で回収してしまった方がいいのではないかと現場での懸念が発生して、それがやや債権の積み上がりを妨げたのではないかと推測がちょっとされるような気がいたします。

○山西参事官 内閣府の評価は推測の部分では言えないので、事実だけで書かせていただきたいと思っております。ですから、そこは通常でしたら申し訳ないですけども、滞納の未然防止、プロの観点で言うと、例えばの話ですが、公共サービス法に乗せるということ以外に、外に任せるまでの段階で長期的な滞納防止のための措置をやりなさいということを経営機構が各病院に対して言うということは当たり前のことなのではないかと思っております。

もう一つありますのは、実施要項で40%の目標を立てるということは、ある意味で言うと監理委

員会でも御議論したはずの前提でございますし、更に言うと、それでも40%の水準まで僕たちはとることができるんですという方が応札されていると。しかも、それが新規参入で頑張りたいから10%とか十数パーセントということで札を入れてきたところが2者あったのも事実ですし、それが私どもの目から見て、普通は困難な債権を金融機関に対してやっているサービサーの方が40%までできるというコミットメントとして応札されたんだと思いますし、それでやってみると私ども政府の契約でございますから、たとえ目標値にいかなくても国のお金、血税から来ているものから言ったら、0.01%でも入金率を高めてもらいたいというときに、いろいろなやりとりはあったと思うんですが、気がついたら抜本的な改善にならないから私たちはやらないという態度をされて、病院機構の方がそれをどう扱ったのかという問題があるのではないかと考えております。

○渡邊副主査 甚だ生意気なことを言うようですが、契約は何のためにあったのだろうというのが今のお話を伺ってすごく率直な感想です。決して形式的な契約の解釈がいいとは思わないのですけれども、事業者の方も最初のコミットメントは一体何だったのかという感じがします。契約をし、契約書にこういうことをやりますと書き、ただ、今回内閣府からのレポートにも入っていますし、機構の方からいただいたレポートにも入っている、余りの金額の乖離の大きさ、これはやはり契約の内容そのもの、効力そのものに影響しかねないような大きな乖離になっているので、そういう意味で、最初は事業者の方は本当に契約を遵守するという事だったのだろうかという素朴な疑問でスタートしていたのが、今回のレポートを拝見して、機構の方も契約ないし契約の前提として伝えた事実に齟齬なく正確に伝えた上で、ある意味契約の前提といえましょうか、契約そのものの内容になっているといえましょうか、そこは大丈夫なのですねというところを今日確認させていただきたい。

私もいろいろ思うところはあるんですが、推測では書けないと思ったので、先ほどの修正案なども事実を伺ってから考えるしかないと思っておりました。事実をできるだけ正確に書いて、それを読んだ方に評価していただくしかない。内閣府の評価が、あるいは内閣府というよりは私ども委員会の評価が、この記載の事実から見てなるほどと思っただけなのか、そうではなくて、むしろ機構のレポートをご覧になって内閣府は突っ込み過ぎではないかとお考えになるかは読む人の自由であり、それは私たちもいかんともしがたいのですが、そういう意味で正確な事実を書かせていただきたいというのがあって、先ほど、もし事実が違ふのだったら御確認いただきたいと申し上げたのも、そういう点です。

もう一回戻りますが、競合他者もみんな入札して、その中で勝ち残って契約をし、その契約した両者の間の権利義務のお話、これは今、内閣府は市場化テストという観点からコメントさせていただいていますが、それぞれがノウハウと知見を持ったプロの機構と受注したサービサー間の契約という観点からすると、今回両方のお話を伺っていると、これが仮に民事紛争だとしたらどういう帰趨になるのだろうか、契約に照らしてどうなるのだろうかという観点から大変な不安を覚えているところです。私は具体的なレートとか算定方法は委員会が口を出すべき内容ではなくて、まさにプロの知見を持った当事者同士のお話だと今まで信じておりましたので、そういう意味でちょっと今日の内容は驚きであったという、最後にコメントめいて恐縮ですが、そんな観点で申し上げており

ます。

○樫谷主査 評価書をちゃんと書いて契約を解除するという説明でないと、とりあえず解除だけしてくださいというようなことはできないですね。

○宇口室長 1点だけすみません、本省の立場で言っているのかどうかわかりませんが、6者もある複数のプロのサービサーの会社がコンペされて、ギャランティのところは10%じゃなくて30%とか前後を提示されたところのサービス内容とか提供内容がどんなものだったのかなというのは、正直今の御議論であれば逆に病院の現場は聞きたいのではないかと。要するに、医療の債権についてすべての事務屋が、今は独法になりましたので事務官ではありませんけれども、人事異動もありますし、もともと人事分野、会計分野、ましては医事分野という事務の中でも病院の事務は一応3つの分野ごとに分かれております。ですから、医事の医療のお金を回収するという、会計法とか国の機関でございましたから契約等のプロ、人事等のノウハウがそのセクションが長いから、医事課のセクションが長い事務方がもし医事課長なり事務部長、事務長の位置にいれば、相当ノウハウというのはサービサーに近いようなものがあるのかもわかりませんが、人事の都合で庶務とか会計の経験が長い者になるということも当然あります。ですから、我々医療現場が求めた未収金のトライアルというのは、参事官がおっしゃった本当のプロの方から各病院がこういう連合艦隊ですから、すべからず一定のやり方をすればと。ですから、入り口でありました、こういうデータをください、こういうデータをください、そういう何十項目のようなデータは持たずしても、病院の現場では未収金というのは督促を今までかけていたわけです。本当のことを言うと、督促を朝から夜まで電話できるような人員が1人でもいれば物すごく上がりますよ。それが今まで定員の枠や、独法になりましたから総定員法から離れたので雇ってもいいよということですが、国の機関は何十年も事務職の定員削減ということでネット減がかかってきている。

ですから、この市場化テストに活路を見出して言ってきたので、何が言いたいかということ、30%のギャランティのサービスというのは、実はプロの方が入ってこられて台帳化してくださいと。では、我々が欲しい情報をそこから持っていくからというようなことまでやっていただかないと、何のために委託に出しているのか、そういうデータをそろえる業務を今回現場の職員がやっているんですけども、もしやるような力があれば、もはやそこまで来ているわけですよ。日立キャピタルの最初のインタビューをされたものを読んだときに、当然、医療未収金については初めてだと正直に言っているのと、安易な債権だとたかをくくったとおっしゃっている。だから10%のギャランティでいいですよとおっしゃったわけですから、もともと医療の未収金というのは、病院の現場が回収できないから我々業者に頼んできている理由として、人がいないんでしょうと、ノウハウが余らないんでしょうというところは、あとの20%はどういうサービスを提供してくれるおつもりだったんでしょうと。ですから、そこはこの議論をやっていくとイタチごっこになるのではないかと。おっしゃっている26億5,000万円に到達していないのは入り口の問題で、正直そこはありますけれども、それを病院に10%しかギャランティはないですから、そんなことまで会社でやられてはと、病院の人がある程度データをくださいよと言って調べさせたら、本部から命令がかかっている市場化テストですから、やるでしょう。やるけれども、ここまで資料そろえてや

るんだったら自分たちでできるじゃないかという事態、要するに、これはうまく絡み合っていないんじゃないでしょうか。

申し上げたいのは、我々はそういうところまでプロの方が入ってこられて適切に御指導いただいて、民間の活力で回収すると。それなりのギャランティはお支払いしますよと、全部我々の未収金を回収した資金になるということではなくて、3割でもお出しするから、7割でも回収できれば御の字ですよと踏んでいたはずなんですよね。その10%の妥当性というのは、正直業界の中でどうだったのかというのは私たちにわかりませんが、

○樫谷主査 おっしゃるのもよくわかるんですが、26億円の中身の話ですよ。債権の中身がどういう債権だったのか。実際、合わせてかなり回収しているわけですよ。だから、それはそれで26億円あったかどうかわかりませんが、トータルでは結構回収していますよね。それがそのままだったらひよっとしたら、もっと上がったかもわかりません。ところが、結果的に回収すべきものは、先にいろいろなトラブルがあったこともあって回収してしまったので、結局投げたものはそれほど回収が容易でないものが行ってしまった可能性がありますよね。それはプロだから最初の見積もりでやるわけで、事後的にすり替えたわけではないですけども、結果的にそういう形になってしまっていますから、それはプロだからと言われても。プロだから、これは難しいと判断したのでプレーキを踏んでやめてしまったのかもわかりませんが、

○大鶴部長 今、現状でこうした委託業務の状況が私たちにとっては非常に思わしくない状況になっていて、主査も言っていただけますように、速やかに解除して、関係をもう一度きれいに自分たちで実施したいというのが私たちの願いでございます。これについては多分御理解いただいているところでございまして、手続的には議を経て実施するということですが、その議の範囲、所掌でどこまで委員の皆様が議論されるかというのは、今、参事官が言われたように要項に沿った中で基準として最低基準、要求基準を議論の中でつくって、その基準を満たしているかどうかというのを御議論いただいて、要項上での取扱いがどうかというのを議論いただくのではないかと考えております。更に、実態的に私たちと事業者側との契約関係の有効・無効ですとか、さっき参事官が言われた実態関係でどういうことになるかというのは、私たちは私たちの主張をしていかなければいけないと思って、相手方がどのような御主張をされるかにもよるんですけども、それはまたそういう事態があれば、その中で主張していかなければいけない問題ではないかと考えております。

○樫谷主査 とにかく解除は、よかったか悪かったかどうかはわかりませんが、要求水準を達成していないということは明解なので、それは解除理由になるので、それだけ議論するのであれば本当に簡単なんです。事業評価とは切り離してそっちだけ優先してしまうということができれば一番いいし、これはじっくりもできないけれども、多少懸念の部分の整理をした上で事後的に評価は評価でやると。評価した後でないと解除の了解はできないというのであれば別ですが、それは別だと理解してしまえばいいのかなと思うんですけども、どうですか。

○山西参事官 これは整理のために委員の皆さんのお考えをお聞かせいただきたいんですが、26億円あって、その事務処理が遅れたので当初は4億円、1年経っても6億円しか引き継ぎがで

かったというのは事実だと思うんですけども、そこで、病院機構側が意識的に業者の成績が悪いから自分たちでやるんだということをやったんじゃないかということを今、委員の皆様から言われているのに対して、やっていないという挙証責任を病院に持たせると、証拠が出てこないと思うんです。

○樫谷主査 やっているのではなくて、結果的に善意でやったわけですよ、早めに回収したいということで。結果的に出てきた債権が最初に約束したものと違っていたということは言えるのではないかと思うんです。そのことを言っているわけです。だから、悪意でやったわけでは決してないわけで、それはよく理解しています。逆に、担当としてやるべきことをやったのかもわかりませんから。ただ、結果的にサービサーとしては、それを受けた者にとってみれば、ものは遅れてくるわ、出てきたものが予想していたものと違っていたと言え、それは困りますよねという話ですよ。それは見積もりの根拠となったベースが違うわけですよ。ただ、金額が違うだけではなくて、ベースが違うわけですよ。

○山西参事官 それが、例えば、事務処理が遅れたから病院の出納部門が逆に言えばお荷物を持つわけですよ。本来は受託企業に渡せばいいのに、それに対して出納課長さんが自分のところで電算入力が遅れているから、それができないと。それを自分たちで入金を思い切りやるというインセンティブになって、それで自分が評価されるという仕組みになっているかといったら、普通はそうではなくて、早く病院機構側は債権を引き渡すという形で作業をされているはずですし、それが逆にたまってしまったので病院側に対して自分たちで積極的にやってくれという指示は出ていないものだと思うので、それはそういうものと思ってよろしいですよ。

ですから、事実として債権の引き継ぎが当初想定したものより6億円になっているということまではここで明らかになるんですけども、それを更に具体的に中身がどうだったのかということを作業するとなると、かなり時間がかかるような気がするんですが。

○樫谷主査 やはりこれは大事なことだと思いますよ。本当に原因を分析するにはそこをやらないと、正直言ってこの結果は出ないと思います。今後も実施するとしたら、そこをちゃんと切り分けて実施要項に書いて、その上で見積もってもわからないとフェアじゃないですよ。わざわざそうしたのではなく、結果的にフェアでなくなりました。それはいろいろな理由からです。だから、これは機構が悪いというわけでもないんだけど、機構は担当としてやるべきことはやっている、それは当然不安ですよ、これはどうなるんだと思うから電話をかけて、あるいは接触して回収したというのは、それはそれで評価するわけですが、ただ、事業者の観点から見たら、違う債権が来たんじゃないのと言いたくなってしまう。ただ、幸いそんなに受託事業者とトラブルになっていないので、合意によるキャンセルみたいなもので、それはそれで一つの解決方法かなとは思いますが。

○渡邊副主査 もともとなぜこういう話になってきたかということ、解除ということ自体に反対している人はなくて、ただ、もともとのスタートが第72条のせいでうまくいかなかったというご説明ですが、第72条が原因なのですか、いや、違うのではないかということから、あるいは、そもそも当初の見込み違いと抽象的に言われて、「はい、そうですか」と言うのですかということ

から、この話になっていると思います。本当の細かい事実認定というのはこの場では多分できないでしょうし、非常に時間がかかるというのはそのとおりだと思います。

ただ他方、考えていない理由をつけてそれを根拠として解除しましょうというところは納得できないというか、そうではないのではないかというところが、この間からの議論になっていると思います。

○樫谷主査 我々も気持ちが悪い話ですよ。

○渡邊副主査 「最終的に議了しました」と言われたときに、「全部第 72 条のせいです、だから解除するのです」と言われたときに、私たちが非常に不安を持った、解除の前提になるところがわからないまま、あるいは相手方の言い分もわからないまま、あるいは過去の経緯からいって全部第 72 条のせいですと言われることについては、それなりの疑念を持たざるを得ないと考えつつも、それでいながら「はい、そうですか」と言えるわけではありませんというところからスタートしているわけです。本当に、例えば、エビデンスを持って主張を立証するかとかそういうお話をしているわけでもなく、あるいはどちらが悪かったのだということをここで決するために言っているわけでもなく、くどいようですけれども、今日御説明いただいた内容は前回出ていたとおっしゃるのですが、フォーカスの当たり方が違うのですよね。ですから、拝見したときに、しかも、事業者側の話聞いて、こんなことが理由だったのかと思ったというところが多分正直なところですよ。そうすると、本当に詳細な事実認定をやるかは別として、多分今までの話の中でここに書いてあることは、なるほどそうなのだけれども、まだ残っている 이슈として樫谷主査がおっしゃっているのは、情報提供の遅れのお話なのか、そもそも価格の計算が最初から違って、頼む債権の範囲が変わったからなのか、ほかの理由なのかということをお質問で、それに答えていただければ今のやりとりしている内容がある程度糸がほつれる感があるのかなと、隣から聞いていて思ったのですけれども。

○樫谷主査 私も混乱させたくないと思っていますが、何となく気持ち悪いというか、このまま「はい、わかりました」ということで監理委員会に報告をして、監理委員会ではどういう議論になるかわかりませんが、ちょっと突っ込まれたときに口ごもってしまうと。こんなに差があって何でだと言われたときに、事務処理の遅れですというだけで済むのかと。何でこんなに違うんだと言われたときに何も言えないと。小委員会としてどういう審査、どういう評価をしたんだと言われたときには、言いようがないですよ。そこまで突っ込まれるかどうかわかりませんが、非常に気持ちが悪いというのがあって、ただし、急がなければいけないというのもよく理解はしています。

○館室長 御懸念の点は大変わかる面もございますが、総意は皆さん本件を速やかに解除すべきであると。事業の評価について基本方針で定められておりますのは「第 78 項に基づく内閣総理大臣による事業の評価は、対象公共サービスの実施期間終了に合わせて行うこと」とされていることからしますと、本件対象事業の実施を途中で中断して解除するとなれば、その時点で評価が本来行われているべきだと私は思います、解釈としては。しかし、あえて切り離そうと思えば解釈の仕方では、「この評価は事業の評価の結果を基本方針に反映し、また、対象公共サービスの実施期間終了時に対象公共サービスの継続、廃止等の次の段階にスムーズに移行することができる適切な時期から開始されなければならない」と書いておりますので、次にこの事業をどうするかという基本方針を定

めるまでに評価がされていけばよいという解釈の可能性はあると思います。

○榎谷主査　そこでできれば、私としても正直言って一番ありがたいですよ。

○館室長　その御懸念の一方、今の内閣府の評価でございますが、委員からの御懸念もあるんですが、事実関係については前回から比べますと、機構からも詳細の過程を開示していただいて、私どもも受託事業者からヒアリングさせていただいて、事実関係については相当開示されてきているのではないかと、私は今の御議論を聞きまして。

○榎谷主査　大体、私も推測の部分も含めて、多分こういうことだなと頭の中では整理しているんですけども、どこまで表現するかですよ。

○渡邊副主査　多分、今のお話の中で大分わかってきたというところは誰も否定していなくて、今、主査から御指摘があったのは、さきほど私が申し上げた 26 億 5,000 万円が減った理由が事務手続の遅れなのか、あるいは頼む債権の範囲を減らすというか、間接的にあるいは反射的に減っていったというお話なのかと、割と質問は集約されてきていると理解していたのです。言っておられたのはそういうアウトスタンディングになっている 1～2 の事項をここで御回答いただいてというお話かなと思ったのですけれども。

○館室長　私もそのように感じておりまして、そこから先の事実関係以上、どういう意図を持ってこういう行動が起こっているかというところの解明はなかなかし切れなところがあるかと思っておりますので、主査の方からもう一度機構の方に、更に 26.5 億円が実際に委託される際に減った原因としましては、機構の方は債権の基本情報 76 項目をウェブサイトに入力するという行為が若干遅れた可能性を一つの要因としておっしゃっていて、もう一つ、これは推測にすぎませんが、実際に病院の現場で 76 項目のウェブサイトへの入力を託された場合に、その債権の 4 か月の要件に当たるとか、自分で処理した方がしかるべきだという債権の区分とか、その辺りは詰め切れない部分もあって、自分で回収する努力が加速されたので減ったと。どの要因がどのように働いたかは、私は本当のところは究明し切れな側面があるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○榎谷主査　トータルのつじつまは合っているんですよ。機構としては最終的に回収率という意味では、若干プラスかマイナスかは別として、機構トータルとしては幸いに、大体所用の目的を達成している。ただ、機構の部分と分けたときに、もともとのベースが違うんじゃないという懸念を持っています。その理由は、要するに事務処理が遅れたので機構の方として善意に解釈して、とにかく危機感を感じて自ら回収したので減ったということであれば、それはそれで一つの解決方法かなと思うんですね。

ただ、事業者としては、コストをかけてやっているのに何か違った債権が来たからと、私ならそう言いますよね。そうすると、今度責任のなすりつけ合いになる可能性もある。

○渡邊副主査　別に本当の意味のエビデンスに基づいた事実認定とかおっしゃっているわけでもないし、私たちも思っているわけでもないし、主観的なところは特にこれぞ絶対というエビデンスが出てこない限りわからない世界だと思います。ただ、ノウハウとか知見のない私たちや事務局が推測することはできないにしても、本当にこの仕事がわかっておられる機構なり、あるいは病院から何かインプットがあった上で、26.5 億円がこのぐらいに減った理由は、これとこれというところ

を多分機構は推測できる立場がおありになるのかなという気もします。ですから、決して私は形式論だけやっているつもりはないのですけれども、素人にはわからないことでも、お立場上わかることがあるのであれば榎谷主査の質問にお答えいただいて、入れられるのであれば評価に入れてもいいですし、そういうところのお話がないと、こちらは少なくとも議了する以上は、解除については、私たちはやむを得ないと思いましたがと委員会に御報告することになると思うので、そこのお話だと思えるのですけれども。

いろいろ勝手に榎谷主査の御発言の解釈めいたことを言ってしまって、すみません。

○大鶴部長 推計と実態の預けが違ってきているということは、推計は過去の実績をもってこのぐらいの規模の債権になるだろうということで、それは積上げをして実績を出して、そのぐらいの規模だということを推計しているのですけれども、それから、実施までの間に消えるものもあれば、新しく出てくるものもあるので、これは必ずしも同一ではありませんが、その中で推計してから実施に至るまでに、やはり徴収に対する意欲なり、あるいは先ほどうちからも報告していますけれども、事業実施後は委託業者の実績の状況などを見て、病院としては市場化テストに入って自分たちの回収を努力していくんだというのも一方で市場化テストの中の目標としてありますので、そうした過去の実績をとってから事業開始まで、事業開始後の間の事業の実績を見ながら、自分たちも回収努力に努めた結果、昔見込んだものがその後の回収努力で、要件としては既に支払済みのものとか相談中のものを除くという対象で委託する予定になっていますので、そういう債権がかなり増えてきて、その結果全体の委託の規模になったのではないかと考えております。

○榎谷主査 私も監査をやっているんで、そんな説明では認めません。その分も幾らかはあるでしょう。しかし、それで 26 億円が 6 億 7,000 万円になりましたと言われても、誰も認める人はいません。

○大鶴部長 ただ、要件として外れているのが相談中であるとか、分割支払い中であるとか。

○榎谷主査 26 億円が 6 億 7,000 万円になったという理由は分析すれば明確にわかります。債権の話だから、途中で消えるなんてことはあり得ない。やむを得ないならやむを得ないと認めますから、機構としていろいろな努力をしたことも認めます。私は監査人として長年やっていたから、ちゃんとデータを持ってきて、こういう事情でこうなりましたと、したがってこうなりましたということは数字を見ればわかります。

○大鶴部長 私たちのわかっている範囲で、今御報告させていただいていますが。

○榎谷主査 わかっているというのは分析して初めてわかっていると言えるものです。推測ではなく、しっかり分析して、今後に備えるのが正しい姿です。評価というのは後の話なので、機構としてよく分析することがまず第一でしょう。

○河村副理事長 規模の問題は、確かにどこからどこまでが。

○榎谷主査 最初の見積もりが間違っているというのであれば、しょうがないので間違っただいいんです。

○河村副理事長 見込み間違いだったというのも勿論あるんだと思います。そこは正直に認めざるを得ないと思いますが、ただ、どれぐらいの範囲で見込み違いがあつて、あるいはどの程度準備不

足の影響があったのか、あるいはどの程度これだけの労力を使うことによって自分でやった方がいいんじゃないかと思ったのか、その辺は正直把握し切れない部分があって大変申し訳ないんですけども、過去の実績から見たらこれくらいとれるはずだということは一生懸命計算してやったんです。ただ、規模の評価については、そういう意味で精査もし、我々も分析したいと思います。先生御指摘のとおりだと思います。

もう一つの質の評価という話については、入金率がこれだけ想定外に低いのはなぜかということと、コストパフォーマンスというか、時間と労力を相当つぎ込んだにもかかわらず、結局こういう結果になったということを併せて考えたときに、回収業者も言っていますけれども、支払案内と請求なり督促なりを分離したことによって、支払案内自体の効力が非常に減殺されたということは我々も真摯に受け止めなければならない。あるいは評価の際には、そこは我々もそう思っているし、業者もそう思っていて、これ以上入金率は上がらない。実際に、ほかの業者がやっているパフォーマンスを見ても、私どもが直接やるよりも半分以下の状態に陥っているということも事実だし、その過程において私どもは未収金がどんどん蓄積してきているということもありますから、規模の問題というのは確かに両者が争いになれば本格的な争いになる可能性はありますけれども、そこは幸いにしてお互いに合意の上でやめるといふ土俵にだんだんできてきているということも御理解願いたいと思います。

○樫谷主査 26.5億円が本当にあったのかどうか。見積もりを誤ったなら誤ったでいいんです。分母としてあったのかどうか。トータルがわかりますよね。その中で、もともと委託するべきものではないもの、争いがあったもの、相談があったもの、それから、差額は委託したものですよね。もともと26億円ではなくて50億円あったという場合もあるし、16億円しかなかったという場合もある。それで機構の方でどういう内容を回収したかがわかれば、最終的に事業者に委託したのがどういう内容でどのくらいかがわかります。ただ、遅れたことによる影響というのは、おっしゃるとおり難しいですが、実績では結果はこうなったということはわかります。結果は26億円あったのか、なかったのか。それが機構で回収した分と、サービサーで回収した分と、機構でも回収できなかった部分と、サービサーでも回収できなかった部分と分ければ数字は出てくるはずですよ。

○館室長 主査の今のお話にありましたように、私どもとしましても、もうちょっと原因を、当初予定されていた債権が実際に3分の1以下に減った原因について、いま一度機構から御報告していただいて、分析していただいた結果をお聞きした上で評価を。

○樫谷主査 とにかく早めに提出していただいて、皆さんに報告していただいて、納得できればそれで結構です。しっかり分析していれば、それでいいんです。会計士だからかもしれないが、あいまいになっているととても気持ち悪い。正式に本会議に報告するわけですから、3分の1、4分の1になっているものを簡単に報告するわけにはいきません。分析をして説明してもらえれば、確かにそうだなと納得しますから。

文書でもいいので早速報告してもらって、最終的には私に一任いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樫谷主査 それでは、本日はどうもありがとうございました。

○館室長 では、長時間ありがとうございました。